

令和 7 年度第 1 回 葛飾区子ども・若者支援地域協議会

日時 令和 7 年 8 月 18 日(月)
午後 1 時 30 分より

会場 区役所新館 7 階
705・706 会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 葛飾区子ども・若者計画実施状況について
- (2) 葛飾区子ども・若者支援地域協議会 専門部会について

3 閉 会

葛飾区子ども・若者支援地域協議会委員名簿

令和7年6月17日時点

No.	区分	氏名	職名	関係機関及び団体等の名称 (選出区分)
1	学識経験者 【会長】	藤岡孝志	日本社会事業大学 名誉教授	社会学、児童福祉全般等の 学識を有する者
2	教育	田代淳	葛飾区立小学校長会 花の木小学校 校長	葛飾区立小学校長会
3		角南忠義	葛飾区立中学校長会 新小岩中学校 校長	葛飾区立中学校長会
4		平柳伸幸	東京都立農産高等学校 校長	区内都立高等学校長
5		高島由紀子	東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課 主任指導主事	東京都教育庁地域教育支援部
6	福祉	津村寿子	葛飾区民生委員児童委員協議会 会長職務代理	葛飾区民生委員児童委員協議会
7		齊藤真弓	葛飾区私立学童保育クラブ連盟 相談役	葛飾区私立学童保育クラブ連盟
8		佐藤孝平	社会福祉法人共生会 希望の家 施設長	区内児童養護施設
9		小堀あゆみ	社会福祉法人のゆり会 のぞみ発達クリニック所長	区内障害児通所施設
10	保健・医療	永友祥子	葛飾区医師会小児保健部運営委員会副委員長	一般社団法人葛飾区医師会
11		武藤功英	公益社団法人葛飾区歯科医師会 公衆衛生委員	公益社団法人葛飾区歯科医師会
12	矯正・ 更生保護	小高喜代栄	葛飾区保護司会	葛飾区保護司会
13	雇用	鈴木玲子	墨田公共職業安定所 職業相談部長	墨田公共職業安定所
14	健全育成	小林和博	葛飾区自治町会連合会 会計	葛飾区自治町会連合会
15		長崎高子	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会 総務 葛飾区青少年育成南綾瀬地区委員会 会長	葛飾区青少年育成地区委員会 会長連絡協議会
16		中山芳子	葛飾区青少年委員会 副会長	葛飾区青少年委員会
17		江良ヒデ子	葛飾区子ども会育成会連合会 会長	葛飾区子ども会育成会連合会
18		篠原淑子	かつしか子育てネットワーク	かつしか子育てネットワーク
19	葛飾区	鈴木雄祐	葛飾区子育て支援部長【副会長】	
20		長南幸紀	葛飾区政策経営部長	
21		吉田峰子	葛飾区産業観光部長	
22		新井洋之	葛飾区福祉部長	
23		清古愛弓	葛飾区健康部長	
24		中林貴紀	葛飾区児童相談部長	
25		山梨智弘	葛飾区教育委員会事務局 学校教育担当部長	

葛飾区子ども・若者計画実施状況について

1 趣旨

葛飾区子ども・若者計画（以下「子若計画」という。）に位置付けている取組の実施状況を報告するもの

2 子若計画の概要

子若計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画であり、計画の一部はこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律を勘案した子どもの貧困対策としても位置付けている。

0歳から39歳までの子ども・若者を対象とし、ライフステージに応じた子ども・若者の健全育成と、困難な状況に置かれた子ども・若者を支援する施策を整理し、状況に応じたきめ細やかな切れ目のない支援を目指して、地域全体で連携して推進してきた。

3 取組の実施状況等

(1) 取組の現況（新規・変更分）

ア 令和6年度の新たな取組件数 2件

イ 令和6年度の新たな取組概要

①保育園に対する絵本贈与事業【新規】

葛飾区立中央図書館において、利用を終えた絵本で再利用可能なものを区立保育園（32園）に贈与する。

②葛飾区フリースクール等利用者支援事業助成金

フリースクール等に通う区内在住の不登校児童・生徒における経済的負担を軽減するため、東京都が令和6年度から実施している「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金」を受けた児童・生徒の保護者に対し、月額1万円を上限とした区独自の上乗せ助成を行う。

ウ 詳細は別紙1のとおり

(2) 取組一覧

ア 計画期間中の新たな取組件数 23 件

イ 主な計画期間中の新たな取組概要

①産後ケア事業の充実【令和元年度】

出産後間もない産婦は、ホルモンバランスの変化や育児に伴う生活リズムの変化などにより、心身の健康状態が不安定になる場合がある。そこで、産婦の心身の健康状態を確認し、適切な支援をするため、産婦健康診査に係る一部費用の助成を行う。

また、産後の健康管理や授乳などに不安を抱える母子に対して、心身のケアや授乳指導、育児支援を行う産後ケア事業を実施することで、安心して子育てができるよう支援を行う。

②出産・子育て応援ギフト給付事業【令和5年度】

妊娠中や出産後における支援の充実を図るため、妊娠届出時と出生届出後に保健師等の専門職による面談を受けた妊婦や子育て世帯に対し、出産・子育て応援ギフトを給付する。

③かつしか出産応援給付金給付事業【令和5年度】

子どもを産み育てる子育て世帯を応援するため、1歳未満の子ども（1歳の誕生日の前日までに本区に転入した子どもを含む。）を養育する世帯に対し、かつしか出産応援給付金（対象児童1人当たり5万円、1回限り）を支給する。

④多胎児用ベビーカー購入等費用助成事業【令和5年度】

3歳未満の多胎児を養育する家庭に対し多胎児用ベビーカーの購入・レンタル費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、外出支援を行う。

⑤学校給食費完全無償化【令和5年度】

区立学校の設置者として、学校給食を安定的に提供することにより、児童及び生徒の心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ることを目的に、学校給食費の完全無償化を実施する。

⑥高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成【令和5年度】

様々な事情から高等学校を卒業していない方に、より良い条件での就業につなげられるよう、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座の受講費用の一部を助成する。

⑦基幹相談支援センターを中心とした包括的相談体制の整備【令和5度】

基幹相談支援センターにおいて、重症心身障害者や精神障害等との重複障害、医療的ケア児者などの相談に対して適切な支援を行う他、障害者手帳を取得しながら障害福祉サービス利用に結びついていない方へのアウトリーチ支援を行うなど、相談支援体制を強化する。

⑧包括的な支援体制の整備【令和5年度】

くらしのまるごと相談窓口において、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、ヤングケアラーやダブルケア、8050問題等、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまるごと受け止め、寄り添いながら包括的な支援を実施する。

⑨ヤングケアラーへの支援【令和3年度】

ヤングケアラーの社会的認知度を向上させるため、普及啓発ポスターを学校や関係機関等に配布するなど、周知啓発を行うとともに、ヤングケアラーとその家族への支援を行う団体への運営費の助成を行う。

また、令和4年度に行った、ヤングケアラー状況調査を踏まえながら、くらしのまるごと相談事業と連携し、ヤングケアラーの負担軽減につながる支援に取り組む。

⑩養育費受け取り支援事業【令和3年度】

子どもの最善の利益を守り、子どもが家庭の事情に左右されず安定した生活を送れるように、公正証書の作成に係る費用や、養育費立替保証に係る契約に必要となる初回の保証料の一部を助成する。

ウ 詳細は別紙2のとおり

4 今後について

令和7年度を始期とする葛飾区子ども・若者総合計画に、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画を内包し、引き続き、子ども・若者や子育て支援施策の更なる充実を図っていく。

取組の現況（新規・変更分）

基本方針 1 子ども・若者の健全な育ち、自立を支援します

施策① 成長に応じた支援をします

No	別紙 2 ページ	名称	項目	令和 5 年 12 月時点	令和 6 年度末時点
1	1	産後ケア事業の充実	名称	産後ケア <u>体制の整備</u>	産後ケア <u>事業の充実</u>
2	2	ゆりかご葛飾	内容	妊娠初期に個別に面接（ゆりかご面接）を行い、一人一人の状況にあわせた出産直後までのサポートプラン「葛飾区ゆりかごプラン」を作成し、必要な支援を行う。 乳幼児健康診査や産前・産後の母子を支える様々な事業、医療機関と連携し、就学期前までの継続的な支援を行う。 区民に身近な保健センターや子ども未来プラザなどにおいて、保護者の心身の健康の保持増進を図るための教室、講座等を実施する。また、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行うほか、遊びなどの活動の中で相談を行う。	妊娠初期の面談（ゆりかご面接）から、子どもの就学前までの継続的な支援を行う。 区民に身近な保健センターや子ども未来プラザなどで、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行う教室や講座等を行い、母親や父親などの出産や育児の不安軽減を図る。 乳幼児健康診査や母子を支える様々な事業を通して、親子の心身の健康の保持増進を図り、必要場合は医療機関等と連携し継続的な支援を行う。
3	2	かつしか出産応援給付金給付事業	内容	子どもを産み育てる子育て世帯を応援するため、令和 5 年 4 月 1 日以降に生まれた 1 歳未満の子どもを養育する世帯に対し、かつしか出産応援給付金（対象児童 1 人当たり 5 万円、1 回限り）を支給する。	子どもを産み育てる子育て世帯を応援するため、1 歳未満の子ども（1 歳の誕生日の前日までに本区に転入した子どもを含む。）を養育する世帯に対し、かつしか出産応援給付金（対象児童 1 人当たり 5 万円、1 回限り）を支給する。
4	2	多胎児用ベビーカー購入等費用助成事業	内容	3 歳未満の多胎児を養育する家庭に対し多胎児用ベビーカーの購入・レンタル費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、外出支援を行う。	3 歳未満の多胎児を養育する家庭に対し多胎児用ベビーカーの購入・レンタル費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、外出支援を行う。

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
5	2	ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業	内容	6歳に達する以後の最初の3月31日までの児童を養育する世帯を対象に、就労やリフレッシュなどで子どもの保育を必要とする保護者が東京都の認定したベビーシッターを利用する場合に、保育料を補助する。	6歳に達する以後の最初の3月31日までの児童 <u>又は小学1年生から3年生までの学童保育クラブ待機児</u> を養育する世帯を対象に、就労やリフレッシュなどで子どもの保育を必要とする保護者が東京都の認定したベビーシッターを利用する場合に、保育料を補助する。
6	3	<u>かつしかっ子</u> スタートカリキュラム	名称	スタートカリキュラム	<u>かつしかっ子</u> スタートカリキュラム
			所管課	指導室	教育指導課
7	3	セカンドブック事業	内容	3歳の誕生日を迎えるお子さんに、図書館が <u>おすすめする</u> 5種類の絵本の中から、1冊選んで <u>いただき</u> 配付することで、絵本を通して、 <u>ことば</u> や心を育てる力を応援し、図書館の利用促進を図る。	3歳の誕生日を迎えるお子さんに、図書館が <u>薦める</u> 5種類の絵本の中から1冊選んで <u>もらい</u> 、配付することで絵本を通して、 <u>言葉</u> や心を育てる力を応援し、図書館の利用促進を図る。
8	3	<u>保育園に対する絵本贈与事業</u> <u>【新規】</u>	内容		<u>葛飾区立中央図書館において利用を終えた絵本で再利用可能なものを区立保育園（32園）に贈与する。</u>
			所管課		中央図書館

施策② 自立に向けた準備の支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	4	学習支援事業	所管課	くらしのまると相談課 指導室	くらしのまると相談課 教育指導課
2	4	かつしかっ子学習スタイル	内容	教室への取組内容の掲示と、担任等からの指導により、授業規律や家庭学習などの意識付けをする。	<u>児童・生徒の学習規律を整え、主体的な授業ができるようにするため、授業の際に取り組むべき項目を定めている。</u>
			所管課	指導室	教育指導課
3	5	中学生職場体験事業	所管課	指導室	教育指導課

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
4	5	スクールカウンセラ ー派遣事業	内容	不安や悩みを抱える児童・生徒 や子育てに悩む保護者に対す るカウンセリング機能の充実 を図るため、臨床心理に関し専 門的な知識や経験を持つスク ールカウンセラーを各学校に 配置し、学校における教育相談 体制を整えいじめ、不登校等、 児童・生徒の問題行動等の解決 にあたる。	不安や悩みを抱える児童・生徒 や子育てに悩む保護者に対す るカウンセリング機能の充実 を図るため、臨床心理に関し専 門的な知識や経験を持つスク ールカウンセラーを各学校に 配置し、学校における教育相談 体制を整え、いじめ、不登校等、 児童・生徒の問題行動等の解決 にあたる。
			所管課	<u>学校教育支援担当課</u>	<u>総合教育センター</u> 教育支援課
5	5	スクールソーシャル ワーカー派遣事業	所管課	<u>学校教育支援担当課</u>	<u>総合教育センター</u> 教育支援課
6	5	中学校部活動地域連 携	名称	<u>課外活動指導員</u>	<u>中学校部活動地域連携</u>
7	6	学校連携事業	内容	子どもに夢と希望を与え、スポ ーツの楽しさを実感してもら うため、かつしか地域スポーツ クラブと学校が連携し、小学校 体育授業やクラブ活動等でト ップアスリート等を始めとし た専門指導員を講師に招き、ス ポーツ教室を実施する。	子どもに夢と希望を与え、スポ ーツの楽しさを実感してもら うため、かつしか地域スポーツ クラブと学校が連携し、小学校 体育授業に、元陸上選手を始め とした専門指導員を講師とし て招き、スポーツ教室を実施す る。
8	6	ジュニアエンジョイ スポーツ	内容	子どもが気軽に参加できるス ポーツ大会を年間14種目22大 会開催する。また、各種目の総 合開会式を開催して健闘を誓 うとともに、開会式終了後には 各種目の一流選手を講師に招 き、スポーツ教室を開催する。	子どもが気軽に参加できるス ポーツ大会を年間14種目21大 会開催する。また、各種目の総 合開会式を開催して健闘を誓 うとともに、開会式終了後には 各種目の一流選手を講師に招 き、スポーツ教室を開催する。
9	6	～測って、知ろう～ 体力テスト	内容	握力、反復横とび、上体起こし 等、6歳～19歳までは8種目、 <u>成人</u> は6種目実施して、体力テ スト判定員より体力状況に応 じたアドバイスを行う。奥戸、 水元総合スポーツセンターで 年2回実施する。	握力、反復横とび、上体起こし 等、6歳～19歳は8種目、 <u>20歳 ～79歳</u> は6種目実施して、体力 テスト判定員より体力状況に 応じたアドバイスを行う。奥 戸、水元総合スポーツセンター で年2回実施する。

施策③ 社会への参画の支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	6	雇用支援事業	名称	雇用・ <u>就業マッチング</u> 支援事業	雇用支援事業
2	7	消費者教育事業	内容	<u>消費者教育を図り、自立した消費者になるための基礎的・基本的な知識・態度を育成する。そのため大学に講師を派遣するほか、早期教育のために小中学校等にも講師を派遣し、出前講座を実施することで消費者教育を推進する。</u>	<u>子どもや若者が自立した消費者になれるように基礎的・基本的な知識の習得を図る。小・中学校の早期の段階、成年前後の高等学校・大学の時期に講師を派遣し、出前講座を実施することで消費者教育を推進する。</u>
			所管課	産業経済課 <u>消費生活センター</u>	産業経済課
3	8	かつしかふれあいRUNフェスタ	内容	葛飾区内の中学・高等学校や大学に声掛けを行い、荷物のお預かり <u>から</u> 給水所での従事、参加賞・記録証の配布等のボランティアに従事いただく。各学校のご協力のもと、総勢800人 <u>以上</u> のボランティア体制を確立し、区内最大級のマラソンイベントとして開催している。	葛飾区内の中学・高等学校や大学に声掛けを行い、荷物のお預かり <u>や</u> 給水所での従事、参加賞・記録証の配布等のボランティアに従事いただく。各学校のご協力のもと、総勢800人 <u>規模</u> のボランティア体制を確立し、区内最大級のマラソンイベントとして開催している。

基本方針 2 様々な困難を有する子ども・若者および家族を支援します

施策① 学校生活に関わる課題への支援をします

No	別紙 2 ページ	名称	項目	令和 5 年 12 月時点	令和 6 年度末時点
1	9	葛飾区フリースクール等利用者支援事業助成金【新規】	内容		フリースクール等に通う区内在住の不登校児童・生徒における経済的負担を軽減するため、東京都が令和 6 年度から実施している「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金」を受けた児童・生徒の保護者に対し、月額 1 万円を上限とした区独自の上乗せ助成を行う。
			所管課		教育総務課 総合教育センター教育支援課
2	9	いじめ防止対策プロジェクト	所管課	学校教育支援担当課	教育指導課
3	9	学校支援指導員派遣事業	内容	生活指導上課題のある学校に対し、児童・生徒の問題行動を抑制し、健全育成を推進するために、学校支援指導員を派遣する。	生活指導上課題のある学校に対し、児童・生徒の問題行動を抑制し、健全育成を推進するために、学校支援指導員を配置する。
			所管課	学校教育支援担当課	総合教育センター教育支援課
4	9	教育相談	所管課	学校教育支援担当課	総合教育センター教育支援課
5	9	サポートチーム指導員派遣事業	内容	いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動等に対応するため、退職校長や警察OBを指導室に配置し、いじめや校内暴力等が発生した学校に派遣して学校とともに問題解決を図る。 サポートチーム（問題行動等を起こす個々の児童・生徒の状況に応じ、学校、教育委員会、関係機関等が連携して対応するチーム）を組織し、当該児童・生徒を支援する。	いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動等に対応するため、退職校長や警察OBを教育指導課及び総合教育センター教育支援課に配置し、いじめや校内暴力等が発生した学校に派遣して学校とともに問題解決を図る。 サポートチーム（問題行動等を起こす個々の児童・生徒の状況に応じ、学校、教育委員会、関係機関等が連携して対応するチーム）を組織し、当該児童・生徒を支援する。
			所管課	学校教育支援担当課	総合教育センター教育支援課 教育指導課
6	9	日本語指導の充実	所管課	学校教育支援担当課	総合教育センター教育支援課

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
7	10	不登校対策プロジェクト	内容	【訪問型学校復帰支援】 教員経験者と心理専門員が、定期的に学校を訪問し、不登校及びその傾向にある児童・生徒一人一人の状況に応じた支援策を協議する。 【適応指導教室の運営】 様々な要因等により、登校できない状態にある児童・生徒に対して、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による一人一人の状況に応じた支援を行う。 【校内<u>適応教室</u>の設置】 登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒の支援をするため、支援員を配置した校内<u>適応教室</u>を設置する。	【訪問型学校復帰支援】 教員経験者と心理専門員が、定期的に学校を訪問し、不登校及びその傾向にある児童・生徒一人一人の状況に応じた支援策を協議する。 【<u>ふれあいスクール明石（適応指導教室）</u>の運営】 様々な要因等により、登校できない状態にある児童・生徒に対して、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による一人一人の状況に応じた支援を行う。 【校内<u>サポートルーム（校内別室）</u>の設置】 登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒の支援をするため、支援員を配置した校内<u>サポートルーム</u>を設置する。
			所管課	<u>学校教育支援担当課</u>	<u>総合教育センター</u> 教育支援課

施策② 障害等に関わる課題への支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	10	医療的ケア児への支援の促進	所管課	障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 保育課 子ども家庭支援課 <u>学校教育支援担当課</u>	障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 保育課 子ども家庭支援課 <u>総合教育センター</u> 教育支援課
2	11	就学相談	所管課	<u>学校教育支援担当課</u>	<u>総合教育センター</u> 教育支援課
3	11	特別支援教育推進事業	所管課	<u>学校教育支援担当課</u>	<u>総合教育センター</u> 教育支援課
4	11	発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実	所管課	<u>学校教育支援担当課</u>	<u>総合教育センター</u> 教育支援課

施策③ 自立・社会参画に関わる課題への支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	11	包括的な支援体制の整備	内容	令和4年度は、福祉の各分野を <u>超えた課題に対して包括的な 相談を受けることができる体 制づくりについて検討を行っ た。</u> 令和5年度は、5月に「 <u>くらし のまると相談窓口</u> 」を設 <u>置し</u> 、年齢や収入、障害の有無な どにかかわらず、生活上の様々 な不安や課題を、世帯単位等 でまると受け止め、寄り添い ながら包括的な支援を実施する。	<u>くらしのまると相談窓口</u> に <u>おいて</u> 、年齢や収入、障害の有 無などにかかわらず、 <u>ヤングケ アラーやダブルケア、8050 問題</u> <u>等</u> 、生活上の様々な不安や課題 を、世帯単位等でまると受け 止め、寄り添いながら包括的な 支援を実施する。
2	12	精神保健相談	内容	うつ病、統合失調症、双極性障 害、アルコール・薬物・インタ ーネット等の依存症など、広範 囲にわたる精神疾患や精神障 害に関する悩み <u>や不安を解消 するために</u> 医師や保健師によ る相談を行う。	うつ病、統合失調症、双極性障 害、アルコール・薬物・インタ ーネット等の依存症など、広範 囲にわたる精神疾患や精神障 害に関する悩み <u>について</u> 医師 や保健師による相談を行う。
3	12	社会的養護経験者へ の支援	名称	社会的養 <u>育</u> 経験者への支援	社会的養 <u>護</u> 経験者への支援
			内容	社会的養 <u>育</u> を経験した子ども や若者達が、地域において安心 して生活していけるよう、一人 一人が抱える様々な課題に対 して、関係機関と連携した相談 支援に取り組む。	社会的養 <u>護</u> を経験した子ども や若者達が、地域において安心 して生活していけるよう、一人 一人が抱える様々な課題に対 して、関係機関と連携した相談 支援に取り組む。

施策④ 非行・犯罪に関わる課題への支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	13	(再掲) サポートチーム指導員派遣事業	内容	いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動等に適切に対応するため、退職校長や警察OBを <u>指導室</u> に配置し、いじめや校内暴力等が発生した学校に派遣して学校とともに問題解決を図る。 サポートチーム（問題行動等を起こす個々の児童・生徒の状況に応じ、学校、教育委員会、関係機関等が連携して対応するチーム）を組織し、当該児童・生徒を支援する。	いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動等に適切に対応するため、退職校長や警察OBを <u>教育指導課及び総合教育センター教育支援課</u> に配置し、いじめや校内暴力等が発生した学校に派遣して学校とともに問題解決を図る。 サポートチーム（問題行動等を起こす個々の児童・生徒の状況に応じ、学校、教育委員会、関係機関等が連携して対応するチーム）を組織し、当該児童・生徒を支援する。
			所管課	<u>学校</u> 教育支援 <u>担当課</u>	<u>総合教育センター</u> 教育支援課 <u>教育指導課</u>

施策⑥ 心身の安定・安心に関わる課題への支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	14	里親委託等推進事業	内容	社会的養護を必要とする子どもたち <u>に</u> 、里親家庭という選択ができるように、里親制度に関する普及啓発と里親のリクルート活動を行い、里親登録数の向上を図る。 子どもたちが安心して里親家庭で生活できるように、里親を包括的に支援する体制を構築し、里親と子どもを支え、子どもの最善の利益を確保する。	社会的養護を必要とする子どもたち <u>が</u> 、里親家庭という選択ができるように、里親制度に関する普及啓発と里親のリクルート活動を行い、里親登録数の向上を図る。 子どもたちが安心して里親家庭で生活できるように、里親を包括的に支援する体制を構築し、里親と子どもを支え、子どもの最善の利益を確保する。

基本方針3 生まれ育つ家庭の事情に左右されない子どもの育ちを支援します

施策① 子どもの育ち・学びへの支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	16	(再掲) 学習支援事業	所管課	くらしのまるごと相談課 指導室	くらしのまるごと相談課 教育指導課

施策② 子どもが育つ家庭への支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	17	(再掲) 学習支援事業	所管課	くらしのまるごと相談課 指導室	くらしのまるごと相談課 教育指導課

基本方針 4 地域全体で支える環境を整えます

施策① 地域全体で支える環境を整えます

No	別紙 2 ページ	名称	項目	令和 5 年 12 月時点	令和 6 年度末時点
1	19	(再掲) 包括的な支援体制の整備	内容	令和 4 年度は、福祉の各分野を超えた課題に対して包括的な相談を受けることができる体制づくりについて検討を行った。 令和 5 年度は、5 月に「 <u>くらしのまると相談窓口</u> 」を設置し、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまると受け止め、寄り添いながら包括的な支援を実施する。	<u>くらしのまると相談窓口</u> において、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、 <u>ヤングケアラーやダブルケア、8050 問題</u> 等、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまると受け止め、寄り添いながら包括的な支援を実施する。
2	19	(再掲) 中学校部活動地域連携	名称	(再掲) <u>課外活動指導員</u>	(再掲) <u>中学校部活動地域連携</u>
3	20	青少年委員活動支援	内容	青少年委員の活動が効果的に行われるように、毎月 1 回の定例会（研修会）や委員会内部に設置した 8 つのブロック会と 5 つの専門部の委員活動を支援し、青少年の健全育成を図る。	青少年委員の活動が効果的に行われるように、毎月 1 回の定例会（研修会）や委員会内部に設置した 8 つのブロック会と 6 つの専門部の委員活動を支援し、青少年の健全育成を図る。
4	20	青少年育成地区委員会支援	内容	青少年育成地区委員会の運営及び地区組織活動を推進するため、 <u>地区委員会に対して補助金を交付する。また</u> 、地区委員研修会、「少年の主張大会」、「かつしか郷土かるた全区競技大会」、「地区ロードレース大会」や、他団体と協働して実施している「子どもを犯罪から守るまちづくり活動」などの地区委員会活動を支援し、青少年の健全育成を図る。	青少年育成地区委員会の運営及び地区組織活動を推進するため、「 <u>地区委員研修会</u> 」、「少年の主張大会」、「かつしか郷土かるた全区競技大会」、「地区ロードレース大会」や、他団体と協働して実施している「子どもを犯罪から守るまちづくり活動」などの地区委員会活動を支援し、青少年の健全育成を図る。

取組一覧

基本方針 1 子ども・若者の健全な育ち、自立を支援します

施策① 成長に応じた支援をします

名称	内容	所管課	開始年度
親子の歯育てすくすくクラブ(すくすく歯育て支援事業)	歯がはえはじめる10か月児を対象に、予約制の歯科個別相談を行う。	健康推進課	
すくすく歯育て歯科健診(すくすく歯育て支援事業)	むし歯が急増する2歳の時期に子どもと母親をペアにした歯科健診と予防処置を実施することにより、子と母親のむし歯等の歯科疾患の予防、口腔の健康の保持増進及びかかりつけ歯科医の定着を図る。	健康推進課	
ハッピーバースデイすくすく歯科健診(すくすく歯育て支援事業)	1歳児を対象に歯科健診・歯科保健指導を実施し、むし歯予防のポイントや家族でのケアの方法について個別にアドバイスを行う。また、必要に応じて個別育児相談を行う。	健康推進課	
産後ケア事業の充実	出産後間もない産婦は、ホルモンバランスの変化や育児に伴う生活リズムの変化などにより、心身の健康状態が不安定になる場合がある。そこで、産婦の心身の健康状態を確認し、適切な支援をするため、産婦健康診査に係る一部費用の助成を行う。 また、産後の健康管理や授乳などに不安を抱える母子に対して、心身のケアや授乳指導、育児支援を行う産後ケア事業を実施することで、安心して子育てができるよう支援を行う。	保健センター 子ども家庭支援課	令和元
出産・子育て応援ギフト給付事業	妊娠中や出産後における支援の充実を図るため、妊娠届出時と出生届出後に保健師等の専門職による面談を受けた妊婦や子育て世帯に対し、出産・子育て応援ギフトを給付する。	保健センター 子育て応援課 子ども家庭支援課	令和5
多胎児家庭移動支援事業	3歳未満の多胎児を養育する世帯を対象に、多胎児家庭特有の身体的精神的困難について助産師・保健師など専門職が支援を行い、子どもの予防接種や乳幼児健診等でタクシーを使う際に利用できる「多胎児家庭応援券」(こども商品券)を交付する。	保健センター 子育て応援課	令和3
母子健康診査事業	妊婦及び乳幼児の健康診査を行い、指導が必要な方には保健指導を行い、精密検査や治療が必要な方には医療機関へ受診できるよう支援する。 5歳児健康診査として、年度内に5歳になる児を持つ保護者へアンケート調査を通じて相談を行い、幼児の健全な育成を期する。	保健センター 子ども家庭支援課	

名称	内容	所管課	開始年度
母子保健指導事業	妊娠期や子育てをしている方に、保健師・助産師による家庭訪問を行うほか、ハローベビー教室やパパママ学級、育児学級等の教室や各種の相談事業等を実施して、母体の健康管理とともに出産、育児についての支援を行う。 母子が地域で孤立せず、安心して育児ができるように児童館や子ども未来プラザ、保育園等と連携して支援する。	保健センター 子ども家庭支援課	
ゆりかご葛飾	妊娠初期の面談(ゆりかご面接)から、子どもの就学前までの継続的な支援を行う。 区民に身近な保健センターや子ども未来プラザなどで、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行う教室や講座等を行い、母親や父親などの出産や育児の不安軽減を図る。 乳幼児健康診査や母子を支える様々な事業を通して、親子の心身の健康の保持増進を図り、必要な場合は医療機関等と連携し継続的な支援を行う。	保健センター 子育て政策課 子育て応援課 子ども家庭支援課	
子どもの健全育成事業	子どもの自主性や創造性を培い、健やかな成長を促すとともに、子育てに悩む保護者の支援や保護者間の交流を図る。	子育て政策課	
地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)	概ね3歳未満のお子さんと保護者を対象に、交流を行う場の提供と合わせて、子育て講座や季節ごとの行事や、保育士等による育児相談などを実施する。一部の保育施設、健康プラザかつしか(※)、金町子どもセンター、子ども未来プラザ、児童館等で実施する。 ※健康プラザかつしかで行う事業の利用者を対象に「来館者一時預かり事業」も行う。	子育て政策課 子育て施設支援課 子ども家庭支援課	
かつしか出産応援給付金給付事業	子どもを産み育てる子育て世帯を応援するため、1歳未満の子ども(1歳の誕生日の前日までに本区に転入した子どもを含む。)を養育する世帯に対し、かつしか出産応援給付金(対象児童1人当たり5万円、1回限り)を支給する。	子育て応援課	令和5
子育て家庭家事サポーター派遣事業	3歳未満の子どもを育てる家庭及び多胎妊婦の方がいる家庭を支援するため、家事支援等を行う家事サポーターの派遣に対して、利用料の一部を補助する。	子育て応援課	令和3
多胎児用ベビーカー購入等費用助成事業	3歳未満の多胎児を養育する家庭に対し多胎児用ベビーカーの購入・レンタル費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、外出支援を行う。	子育て応援課	令和5
ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業	6歳に達する以後の最初の3月31日までの児童又は小学1年生から3年生までの学童保育クラブ待機児を養育する世帯を対象に、就労やリフレッシュなどで子どもの保育を必要とする保護者が東京都の認定したベビーシッターを利用する場合に、保育料を補助する。	子育て応援課	令和3

名称	内容	所管課	開始年度
家庭保育の子どもの預かりサービス(一時保育事業利用支援)	子どもを家庭で保育する保護者に対して一時保育の利用料の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図ることを目的とする。	子育て施設支援課	令和5
ふれあい体験保育	近年の核家族化や都市化の進行に伴う保護者の子育ての不安や悩みを解消するため、未就学児と保護者が同一年齢の保育園児とふれあう保育体験や、保護者の育児相談に応じる。	保育課	
子育て支援ボランティア派遣事業費助成	児童虐待の予防のための方策のひとつとして、社会福祉法人が実施する事業に補助をするもの。事業内容は、妊婦や未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティアが定期的に訪問し、親の話を傾聴しながら子育てを支援する。ボランティアの育成も併せて行う。	子ども家庭支援課	
母子医療給付事業	2000g以下の未熟児や乳幼児・児童、妊娠高血圧症候群等の対象者に医療費助成を行う。	子ども家庭支援課	
かつしかっ子スタートカリキュラム	小学校入学時に、幼稚園、保育所、認定こども園などでの遊びや生活を通した学びや育ちを基礎として、主体的に自己を発揮できる場を意図的につくるカリキュラムを実施し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図る。	教育指導課	
かつしか家庭教育のすすめの作成及び配付	かつしか家庭教育のすそめを区内の幼稚園、保育園、認証保育所等に在籍している幼児(5歳児)の保護者及び「家庭教育講座」の参加者等に配付することなどにより、基礎的な社会ルールや家庭教育の大切さを啓発する。	地域教育課	
セカンドブック事業	3歳の誕生日を迎えるお子さんに、図書館が薦める5種類の絵本の中から1冊選んでもらい、配付することで絵本を通して、言葉や心を育てる力を応援し、図書館の利用促進を図る。	中央図書館	
ブックスタート事業	絵本を介して、赤ちゃんの保護者が言葉と心を通わす、そのかけがえのないひとときを応援するため、保健センターで実施される乳児健診(3・4か月児健診)において、絵本やイラストアドバイス集などを入れた「ブックスタートパック」を配付する。	中央図書館	
保育園に対する絵本贈与事業【新規】	葛飾区立中央図書館において、利用を終えた絵本で再利用可能なものを区立保育園(32園)に贈与する。	中央図書館	令和6

施策② 自立に向けた準備の支援をします

名称	内容	所管課	開始年度
子ども広報	小・中学生が区内の産業や歴史など、様々なテーマで体験取材し、広報かつしかの記事にまとめることで、地域社会の様子や課題などを学ぶとともに、今後自分たちが暮らす街について考えるきっかけとする。	広報課	

名称	内容	所管課	開始年度
学習支援事業	基礎学力の定着に課題のある中学生を対象に、高等学校進学や進路選択の幅を広げ、将来、自立した生活を送れるようにすることを目的として、区立中学校において、「基礎学力定着講座」を実施する。また、受験や進学について、生徒及び保護者からの相談に応じ、情報提供や助言を行う。	くらしのまると相談課 <u>教育指導課</u>	
葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【学習環境整備支援費の支給】	【学習環境整備支援費】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の小学1年生から高校3年生が、学習塾等への通塾や通信講座の受講等を希望する場合、必要な経費を支給する。（生活保護受給者のみ該当・上限額あり）	西生活課 東生活課	
葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【学習・相談ボランティア派遣費用の支給】	【学習・相談ボランティア】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の小学1年生から中学3年生が、学習・相談ボランティアの派遣を希望する場合、必要な経費を支給する。（生活保護受給者のみ該当・上限額あり）	西生活課 東生活課	
学童保育クラブ	児童福祉法に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、その健全な育成を図る。	子育て政策課 放課後支援課	
かつしか子ども応援事業	家庭の経済状況や養育環境など様々な事情を有する子どもが、夢や希望を持って、健やかに成長し、様々な困難を有しても社会的に自立できるように、子どもとの関係づくりを行いながら、家庭や学校以外で安心して子どもが過ごすことができる場を提供する。また、保護者の子育ての悩みや不安に応じる養育支援や日常生活の中から興味や関心を引き出し、学習等の意欲を喚起する支援を行うとともに、高校生世代の中途退学未然防止のための支援や中学卒業後進路未決定者や高校中退者の学び直し、就学支援などを行う。 ※かつしか子ども応援事業の一部には、子どもの健全育成事業の機能も含まれる。	子育て政策課 子ども・子育て計画担当課	
学校給食費の完全無償化	区立学校の設置者として、学校給食を安定的に提供することにより、児童及び生徒の心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ることを目的に、学校給食費の完全無償化を実施する。	学務課	令和5
かつしかっ子学習スタイル	<u>児童・生徒の学習規律を整え、主体的な授業ができるようにするため、授業の際に取り組むべき項目を定めている。</u>	<u>教育指導課</u>	

名称	内容	所管課	開始年度
中学生職場体験事業	キャリア教育の一環として区立中学校生徒の職業観の育成を図るため、3日～5日間の職場体験を実施する。	教育指導課	
スクールカウンセラー派遣事業	不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に関し専門的な知識や経験を持つスクールカウンセラーを各学校に配置し、学校における教育相談体制を整え、いじめ、不登校等、児童・生徒の問題行動等の解決にあたる。	総合教育センター 教育支援課	
スクールソーシャルワーカー派遣事業	スクールソーシャルワーカーを総合教育センターに配置し、学校からの求めに応じて、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関（子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関等）等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を行う。	総合教育センター 教育支援課	
中学校部活動地域連携	中学校の部活動指導にあたる教員の減少や異動による部活動の休部又は廃部を防ぐため、学校と連携を図りながら顧問指導員又は地域指導者を配置し、部活動の円滑な運営を支援する。	地域教育課	
学校支援ボランティア	中学校卒業以上の方を対象に学校支援ボランティア、大学生などを対象に学生ボランティアを各区立幼稚園、小・中学校の要請に応じ派遣し、学校教育の充実を図る。活動は無償だが、学生ボランティアに対しては、謝礼として図書カードを支給する。	地域教育課	
かつしか少年キャンプ	子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業で、小学校4～6年生の子ども会員に野外活動体験の機会を提供するとともに、ジュニア・リーダー講習会活動にも関心を持ってもらい、子ども会活動の活性化に寄与することを目的として実施している。	地域教育課	
ジュニア・リーダー講習会	子ども会活動における少年リーダー（ジュニア・リーダー）の育成を目的とした子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業である。ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を習得し、様々な年齢の子どもや指導者と交流することを通じて、豊かな人格形成を図る。	地域教育課	
少年の主張大会	児童・生徒が、学校生活や家族などの身近な問題や世の中のことで疑問に思うこと、体験を通じて考えたことや提案したいことなどを、自分自身の言葉で表現し発表する場として、開催している。大会は、小学生の部と中学生の部の二部に分かれており、青少年育成地区委員会と教育委員会の共催事業として実施している。	地域教育課	

名称	内容	所管課	開始年度
学校連携事業	子どもに夢と希望を与え、スポーツの楽しさを実感してもらうため、かつしか地域スポーツクラブと学校が連携し、小学校体育授業に、元陸上選手を始めとした専門指導員を講師として招き、スポーツ教室を実施する。	生涯スポーツ課	
区民スキー教室	新潟県津南スキーリゾートにて2泊3日、基礎スキーの講座を開催するとともに、スキーを通して親子や多世代との交流活動のきっかけを作る。	生涯スポーツ課	
ジュニアエンジョイス スポーツ	子どもが気軽に参加できるスポーツ大会を年間14種目21大会開催する。また、各種目の総合開会式を開催して健闘を誓うとともに、開会式終了後には各種目の一流選手を講師に招き、スポーツ教室を開催する。	生涯スポーツ課	
～測って、知ろう～ 体力テスト	握力、反復横とび、上体起こし等、6歳～19歳は8種目、20歳～79歳は6種目実施して、体力テスト判定員より体力状況に応じたアドバイスを行う。奥戸、水元総合スポーツセンターで年2回実施する。	生涯スポーツ課	
かつしかっ子ブック事業	積極的に児童が読書に親しむ機会を提供し、子どもたちの健やかな成長を応援するため、節目を迎える小学1年生に、教育委員会が薦める図書リストの中から1冊を選んでもらい、教育長のメッセージを添えて配付する。	中央図書館	
かつしかっ子ブック事業（中学生向け電子書籍）	区立図書館職員が、区内の全公立中学校を訪問し、1年生一人一人に葛飾区立図書館の電子書籍が利用できる「利用者ID」及び「パスワード」を配付するとともに、電子書籍や図書館の利用方法について説明する。	中央図書館	令和3

施策③ 社会への参画の支援をします

名称	内容	所管課	開始年度
雇用支援事業	区民のキャリアアップと就労を支援するため、専門職員が、区内及び近隣の企業を訪問し、求人情報の収集や人材確保の相談を行い、収集した求人情報などを区民に紹介し、就労を支援する。また、求職者に個別カウンセリングや適職診断等を実施し、適切な職業の紹介を行う。	産業経済課	
雇用・就労促進事業	就職支援セミナーや合同就職面接会を開催することにより、若者等の求職者の就職促進を図る。また、若者等の人材確保と定着を図るため、事業主に対し奨励金を支給する。	産業経済課	

名称	内容	所管課	開始年度
消費者教育事業	<u>子どもや若者が自立した消費者になれるように</u> 基礎的・基本的な知識の習得を図る。 <u>小・中学校の早期の段階、成年前後の高等学校・大学の時期に</u> 講師を派遣し、出前講座を実施することで消費者教育を推進する。	産業経済課	
中小企業・若者マッチング事業	若者と区内中小企業とのマッチングを図り、区内中小企業の人材確保と定着を支援するため、若者・企業交流イベント及び企業訪問(オープンカンパニー)を実施する。	産業経済課	
生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成(日常生活自立・社会生活自立に関する支援から就労自立に関する支援までの3段階)を、計画的かつ一貫して提供する。	くらしのまると相談課	
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う。また、一人一人の状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し、関係機関への同行訪問や就労支援などを行う。	くらしのまると相談課	
障害者就労支援事業	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるようにするため、身近な地域において総合的な事業を実施し、もって障害者の自立と社会参加を一層促進する。	障害福祉課	
葛飾区被保護者自立促進事業(次世代育成支援プログラム) 【大学等受験料の支給】	【大学等受験料】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生が、卒業時に大学等の入学試験を受けた場合の受験料を支給する。(生活保護受給者のみ該当・上限額あり)	西生活課 東生活課	
葛飾区被保護者自立促進事業(次世代育成支援プログラム) 【若者社会参加支援交通費・登録料・利用料の支給】	【若者社会参加支援】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、ひきこもりなど社会参加意欲に乏しい生活保護受給世帯の若年層の被保護者が、社会参加支援を受けた場合、必要な交通費・登録料・利用料を支給する。(生活保護受給者のみ該当・上限額あり)	西生活課 東生活課	
健康づくり健康診査	疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、生活習慣の改善、健康意識の向上を推進するため、他に健診を受ける機会のない、区内在住の20歳以上39歳以下の者又は3歳未満の子を持つ父母を対象(個別申込)に、通年で健康診査を実施する。	健康推進課	令和2

名称	内容	所管課	開始年度
高等学校卒業程度認定試験合格支援講座 受講費助成	様々な事情から高等学校を卒業していない方に、より良い条件での就業につなげられるよう、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座の受講費用の一部を助成する。	子ども・子育て計画担当課	令和5
かつしかふれあいRUNフェスタ	葛飾区内の中学・高等学校や大学に声掛けを行い、荷物のお預かりや給水所での従事、参加賞・記録証の配布等のボランティアに従事いただく。各学校のご協力のもと、総勢800人規模のボランティア体制を確立し、区内最大級のマラソンイベントとして開催している。	生涯スポーツ課	

基本方針 2 様々な困難を有する子ども・若者および家族を支援します

施策① 学校生活に関わる課題への支援をします

名称	内容	所管課	開始年度
葛飾区フリースクール等利用者支援事業助成金【新規】	フリースクール等に通う区内在住の不登校児童・生徒における経済的負担を軽減するため、東京都が令和6年度から実施している「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金」を受けた児童・生徒の保護者に対し、月額1万円を上限とした区独自の上乗せ助成を行う。	教育総務課 総合教育センター 教育支援課	令和6
いじめ防止対策プロジェクト	「葛飾区いじめ防止対策推進条例」並びに区及び各学校が策定している「いじめ防止基本方針」の理解促進を図り、区と学校は地域や家庭と連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処のための対策に取り組む。	教育指導課	
学校支援指導員派遣事業	生活指導上課題のある学校に対し、児童・生徒の問題行動を抑制し、健全育成を推進するために、学校支援指導員を配置する。	総合教育センター 教育支援課	
教育相談	保護者や子どもとの面接相談や電話相談を通じて、それぞれの抱えている成長過程の教育上の多様な悩みや問題を聴取し、話し合い、専門的な立場からサポートして、悩みごとの軽減や解決を図る。	総合教育センター 教育支援課	
サポートチーム指導員派遣事業	いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動等に対応するため、退職校長や警察OBを教育指導課及び総合教育センター教育支援課に配置し、いじめや校内暴力等が発生した学校に派遣して学校とともに問題解決を図る。 サポートチーム（問題行動等を起こす個々の児童・生徒の状況に応じ、学校、教育委員会、関係機関等が連携して対応するチーム）を組織し、当該児童・生徒を支援する。	総合教育センター 教育支援課 教育指導課	
日本語指導の充実	【にほんごステップアップ教室の運営】 来日直後等で、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒に対して日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を運営する。 【日本語学級の運営】 授業に必要な日本語の指導を要する児童・生徒を対象とした日本語学級を運営する。 【日本語通訳の派遣】 日本語の理解が十分でない児童・生徒及びその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため、日本語通訳を派遣する。	総合教育センター 教育支援課	

名称	内容	所管課	開始年度
不登校対策プロジェクト	【訪問型学校復帰支援】 教員経験者と心理専門員が、定期的に学校を訪問し、不登校及びその傾向にある児童・生徒一人一人の状況に応じた支援策を協議する。 【ふれあいスクール明石(適応指導教室)の運営】 様々な要因等により、登校できない状態にある児童・生徒に対して、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による一人一人の状況に応じた支援を行う。 【校内サポートルーム(校内別室)の設置】 登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒の支援をするため、支援員を配置した校内サポートルームを設置する。	総合教育センター 教育支援課	

施策② 障害等に関わる課題への支援をします

名称	内容	所管課	開始年度
医療的ケア児への支援の促進	在宅で痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童が、適切な支援を受けることができるよう、関係機関による協議の場を設け、連携を図る。	障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 保育課 子ども家庭支援課 総合教育センター 教育支援課	
基幹相談支援センターを中心とした包括的相談体制の整備	基幹相談支援センターにおいて、重症心身障害者や精神障害等との重複障害、医療的ケア児者などの相談に対して適切な支援を行う他、障害者手帳を取得しながら障害福祉サービス利用に結びついていない方へのアウトリーチ支援を行うなど、相談支援体制を強化する。	障害福祉課	令和5
障害児通所支援	発達心配される児童一人一人に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の習得など集団生活への適応のための訓練を行う。	障害福祉課 障害者施設課	
(再掲)障害者就労支援事業	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるようにするため、身近な地域において総合的な事業を実施し、もって障害者の自立と社会参加を一層促進する。	障害福祉課	
居宅訪問型児童発達支援事業	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障害のある児童に対し、その居宅において日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援をすることで、将来、通所や通園・通学など、地域とのつながりを持ち、社会生活の幅が広がることを目指します。	障害者施設課	令和4

名称	内容	所管課	開始年度
子ども発達センター事業	発達の遅れが心配される就学前の児童に対して、療育（発達支援）を行う。	障害者施設課	
発達相談事業	子どもの発達などに悩む保護者に対する相談体制を充実させ、発達支援専門員（心理職・言語聴覚士）により助言を行う。	子ども家庭支援課	
就学相談	障害のある又は障害があると思われる子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、個々に応じた教育内容と方法に基づく適切な就学相談を実施する。	総合教育センター 教育支援課	
特別支援教育推進事業	特別支援教育指導員が小・中学校や公立幼稚園を巡回して、少人数や個別の指導を行う。また、心理専門員、教員経験者等からなる専門家チームを派遣することにより、特別支援教育を推進するための指導や助言を行う。	総合教育センター 教育支援課	
発達障害の可能性がある子どもに対する重層的な支援体制の充実	【特別支援教室の充実】 発達障害等のある児童・生徒に対する巡回指導を全小・中学校で実施する。また、巡回指導教員、特別支援教室専門員、特別支援教育コーディネーター、学校管理職を対象とした研修の充実等により、専門性の向上を図り、実施体制を強化する。 【自閉症・情緒障害特別支援学級の設置】 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である児童・生徒や、主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である児童・生徒を対象とした固定式の特別支援学級を設置・運営する。	総合教育センター 教育支援課	

施策③ 自立・社会参画に関わる課題への支援をします

名称	内容	所管課	開始年度
(再掲)生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成（日常生活自立・社会生活自立に関する支援から就労自立に関する支援までの3段階）を、計画的かつ一貫して提供する。	くらしのまると相談課	
(再掲)生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う。また、一人一人の状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し、関係機関への同行訪問や就労支援などを行う。	くらしのまると相談課	
包括的な支援体制の整備	くらしのまると相談窓口において、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、 <u>ヤングケアラーやダブルケア、8050 問題等</u> 、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまると受け止め、寄り添いながら包括的な支援を実施する。	くらしのまると相談課	令和5

名称	内容	所管課	開始年度
精神保健相談	うつ病、統合失調症、双極性障害、アルコール・薬物・インターネット等の依存症など、広範囲にわたる精神疾患や精神障害に関する悩み <u>について</u> 医師や保健師による相談を行う。	保健予防課 保健センター	
(再掲)かつしか子ども応援事業	家庭の経済状況や養育環境など様々な事情を有する子どもが、夢や希望を持って、健やかに成長し、様々な困難を有しても社会的に自立できるように、子どもとの関係づくりを行いながら、家庭や学校以外で安心して子どもが過ごすことができる場を提供する。また、保護者の子育ての悩みや不安に応じる養育支援や日常生活の中から興味や関心を引き出し、学習等の意欲を喚起する支援を行うとともに、高校生世代の中途退学未然防止のための支援や中学卒業後進路未決定者や高校中退者の学び直し、就学支援などを行う。 ※かつしか子ども応援事業の一部には、子どもの健全育成事業の機能も含まれる。	子育て政策課 子ども・子育て計画担当課	
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの社会的認知度を向上させるため、普及啓発ポスターを学校や関係機関等に配布するなど、周知啓発を行うとともに、ヤングケアラーとその家族への支援を行う団体への運営費の助成を行う。 また、令和4年度に行った、ヤングケアラー状況調査を踏まえながら、くらしのまると相談事業と連携し、ヤングケアラーの負担軽減につながる支援に取り組む。	子ども・子育て計画担当課	令和3
若者支援体制の整備	長期にわたり就学・就労等の社会参加ができずにひきこもり状態等にある若者や、人間関係・仕事・孤独・将来への不安など、様々な悩みを持つ若者を支援するため、相談窓口において、本人又はその家族等からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行う。	子ども・子育て計画担当課	
社会的養護経験者への支援	社会的養護を経験した子どもや若者達が、地域において安心して生活していけるよう、一人一人が抱える様々な課題に対して、関係機関と連携した相談支援に取り組む。	児童相談課	令和5
若者の社会参加支援事業委託	社会参加に困難さを感じている若者が気軽に相談できる体制を整備し、社会参加に向けた準備活動を通して就労に向けた取り組みを支援する。	地域教育課	

施策④ 非行・犯罪に関わる課題への支援をします

名称	内容	所管課	開始年度
薬物乱用防止啓発	イベントや区立小・中学校での薬物乱用防止教室等を通じ、薬物の恐ろしさや危険性などについて、区民への周知活動を行う。	地域保健課	
(再掲)サポートチーム指導員派遣事業	いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動等に対応するため、退職校長や警察OBを <u>教育指導課及び総合教育センター教育支援課</u> に配置し、いじめや校内暴力等が発生した学校に派遣して学校とともに問題解決を図る。 サポートチーム(問題行動等を起こす個々の児童・生徒の状況に応じ、学校、教育委員会、関係機関等が連携して対応するチーム)を組織し、当該児童・生徒を支援する。	<u>総合教育センター</u> 教育支援課 <u>教育指導課</u>	
社会を明るくする運動	「犯罪や非行のない明るい社会を築く」ことを目指し、法務省が主唱する全国的な運動。強調月間には、保護司会と協働し、駅頭における広報活動のほか、広く区民の理解を得るための「かつしか区民の集い」を実施する。	地域教育課	

施策⑤ ひとり親家庭に関わる課題への支援をします

名称	内容	所管課	開始年度
児童育成手当	ひとり親家庭等に児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	子育て応援課	
児童扶養手当	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	子育て応援課	
私立母子生活支援施設措置	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認める場合に母子保護を実施し、安定した生活を送れる住まいを提供する。	子育て応援課	
ひとり親家庭自立支援(給付金)	就職に有利な資格取得を支援することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図る。	子育て応援課	
ひとり親家庭自立支援(就労相談)	就労に関する支援を行うことにより、ひとり親家庭の母又は父が経済的に自立し、安定した生活を送れるようにする。	子育て応援課	
ひとり親家庭相談	問題や悩みを抱えるひとり親家庭の方が子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、様々な支援・助言により、子どもが健やかに育ち、生活が安定・向上し、地域で安心して生活できるようにする。	子育て応援課	
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することで、保健の向上とともに福祉の増進を図る。(住民税非課税世帯は、健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成する。)	子育て応援課	

名称	内容	所管課	開始年度
母子及び父子福祉応急小口資金貸付	ひとり親家庭の方で、現に児童を扶養している方を対象に、応急に必要とする資金を貸付けることにより生活の安定と生活意欲の増進を図る。	子育て応援課	
母子及び父子福祉資金貸付	ひとり親家庭の方が経済的に自立し、安定した生活を送れるよう貸付けを行う。	子育て応援課	
養育費受け取り支援事業	子どもの最善の利益を守り、子どもが家庭の事情に左右されず安定した生活を送れるように、公正証書の作成に係る費用や、養育費立替保証に係る契約に必要なとなる初回の保証料の一部を助成する。	子育て応援課	令和3

施策⑥ 心身の安定・安心に関わる課題への支援をします

名称	内容	所管課	開始年度
健康総合相談「健康ホットラインかつしか」	健康に関するあらゆる相談を電話で受け付け、医師や看護師、臨床心理士などの専門職が必要な助言を行い、不安や疑問を解消する。また、相談内容によっては、保健センターの保健師が必要に応じて訪問し、支援を行う。	地域保健課	
自殺対策事業	誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、関係機関・関係団体が連携し、「生きることの包括的支援」に取り組む。自殺予防について、正しい知識を普及するために、講演会の実施やリーフレットの作成・配布等による啓発を行う。また、自殺のリスクのある人に「気づき、受け止め、つなぐ」ことのできる地域の人材を育成するために、ゲートキーパー研修を継続的に実施する。	保健予防課 保健センター	
里親委託等推進事業	社会的養護を必要とする子どもたちが、里親家庭という選択ができるように、里親制度に関する普及啓発と里親のリクルート活動を行い、里親登録数の向上を図る。 子どもたちが安心して里親家庭で生活できるように、里親を包括的に支援する体制を構築し、里親と子どもを支え、子どもの最善の利益を確保する。	児童相談課	令和5
児童相談の充実	複雑化・深刻化する児童虐待や養育困難など子どもと家庭の相談に対して、子ども総合センターが中核となり関係機関とのネットワークを更に深化させ、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた支援をこれまで以上に適切かつ迅速に提供する。 また、区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと、子どもの安全確保など法に基づく専門的な支援を担う児童相談所が両輪となって、子どもの最善の利益を確保する体制を強化する。	児童相談課 子ども家庭支援課	

名称	内容	所管課	開始年度
(再掲)子育て支援ボランティア派遣事業費助成	児童虐待の予防のための方策のひとつとして、社会福祉法人が実施する事業に補助をするもの。事業内容は、妊婦や未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティアが定期的に訪問し、親の話を傾聴しながら子育てを支援する。ボランティアの育成も併せて行う。	子ども家庭支援課	

基本方針3 生まれ育つ家庭の事情に左右されない子どもの育ちを支援します

施策① 子どもの育ち・学びへの支援をします

名称	内容	所管課	開始年度
(再掲)学習支援事業	基礎学力の定着に課題のある中学生を対象に、高等学校進学や進路選択の幅を広げ、将来、自立した生活を送れるようにすることを目的として、区立中学校において、「基礎学力定着講座」を実施する。また、受験や進学について、生徒及び保護者からの相談に応じ、情報提供や助言を行う。	くらしのまるごと相談課 教育指導課	
(再掲)葛飾区被保護者自立促進事業(次世代育成支援プログラム)【学習環境整備支援費の支給】	【学習環境整備支援費】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の小学1年生から高校3年生が、学習塾等への通塾や通信講座の受講等を希望する場合、必要な経費を支給する。(生活保護受給者のみ該当・上限額あり)	西生活課 東生活課	
(再掲)葛飾区被保護者自立促進事業(次世代育成支援プログラム)【学習・相談ボランティア派遣費用の支給】	【学習・相談ボランティア】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の小学1年生から中学3年生が、学習・相談ボランティアの派遣を希望する場合、必要な経費を支給する。(生活保護受給者のみ該当・上限額あり)	西生活課 東生活課	
(再掲)葛飾区被保護者自立促進事業(次世代育成支援プログラム)【大学等受験料の支給】	【大学等受験料】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生が、卒業時に大学等の入学試験を受けた場合の受験料を支給する。(生活保護受給者のみ該当・上限額あり)	西生活課 東生活課	
葛飾区奨学資金貸付事業	高等学校、高等専門学校等に入学を希望している又は在学する生徒のうち、進学の意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な方のために、学資金の貸付けを行う。	教育総務課	
葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせん	私立の高等学校・大学等へ入学する生徒の保護者等で、入学に際して必要な資金の調達が困難な者に対して、その資金の融資をあっせんする。	教育総務課	
就学援助	学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	学務課	

施策② 子どもが育つ家庭への支援をします

名称	内容	所管課	開始年度
(再掲)学習支援事業	基礎学力の定着に課題のある中学生を対象に、高等学校進学や進路選択の幅を広げ、将来、自立した生活を送れるようにすることを目的として、区立中学校において、「基礎学力定着講座」を実施する。また、受験や進学について、生徒及び保護者からの相談に応じ、情報提供や助言を行う。	くらしのまると相談課 教育指導課	
生活困窮者家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせんを家計支援計画に基づき総合的に実施する。	くらしのまると相談課	
(再掲)生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成(日常生活自立・社会生活自立に関する支援から就労自立に関する支援までの3段階)を、計画的かつ一貫して提供する。	くらしのまると相談課	
(再掲)生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う。また、一人一人の状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し、関係機関への同行訪問や就労支援などを行う。	くらしのまると相談課	
児童手当	児童手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	子育て応援課	
(再掲)私立母子生活支援施設措置	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認める場合に母子保護を実施し、安定した生活を送れる住まいを提供する。	子育て応援課	
(再掲)ひとり親家庭自立支援(給付金)	就職に有利な資格取得を支援することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図る。	子育て応援課	
(再掲)ひとり親家庭自立支援(就労相談)	就労に関する支援を行うことにより、ひとり親家庭の母又は父が経済的に自立し、安定した生活を送れるようにする。	子育て応援課	
(再掲)ひとり親家庭相談	問題や悩みを抱えるひとり親家庭の方が子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、様々な支援・助言により、子どもが健やかに育ち、生活が安定・向上し、地域で安心して生活できるようにする。	子育て応援課	
(再掲)ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することで、保健の向上とともに福祉の増進を図る。(住民税非課税世帯は、健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成する。)	子育て応援課	

名称	内容	所管課	開始年度
(再掲)母子及び父子福祉応急小口資金貸付	ひとり親家庭の方で、現に児童を扶養している方を対象に、応急に必要とする資金を貸付けることにより生活の安定と生活意欲の増進を図る。	子育て応援課	
(再掲)母子及び父子福祉資金貸付	ひとり親家庭の方が経済的に自立し、安定した生活を送れるよう貸付けを行う。	子育て応援課	
(再掲)養育費受け取り支援事業	子どもの最善の利益を守り、子どもが家庭の事情に左右されず安定した生活を送れるように、公正証書の作成に係る費用や、養育費立替保証に係る契約に必要なとなる初回の保証料の一部を助成する。	子育て応援課	令和3

基本方針 4 地域全体で支える環境を整えます

施策① 地域全体で支える環境を整えます

名称	内容	所管課	開始年度
(再掲) 包括的な支援体制の整備	<u>くらしのまると相談窓口において</u> 、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、 <u>ヤングケアラーやダブルケア、8050 問題等</u> 、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまると受け止め、寄り添いながら包括的な支援を実施する。	くらしのまると相談課	令和5
子育て支援ネットワークの構築	地域全体で子育てを支えていくために、子育て支援の拠点施設である子ども未来プラザが中心となり、地域の子育て支援施設や関係行政機関、地域団体等と顔の見える関係を築き、相互が連携した子育ての支援や地域づくりの仕組みを作っていく。	子育て政策課	令和元
葛飾区子ども・若者応援ガイド	様々な事情を有する子ども・若者の支援に関する情報をパンフレットにまとめ、これを子ども・若者やその家族、支援者に配布することにより、必要に応じた利用を促す。	子ども・子育て計画担当課	令和元
葛飾区子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため協議会を設置し、子ども・若者に対する支援に関する情報交換及び連絡調整や連携及び協力体制の整備を行う。	子ども・子育て計画担当課	
子ども・若者活動団体支援	社会生活を営む上で、様々な困難や事情を有する葛飾区内の子ども・若者(おおむね39歳まで)を対象に支援を行う地域活動団体に対し、活動の立上げに係る経費や運営経費の一部を助成し、活動を支援するとともに、地域活動団体との連携を深め、子ども・若者の自立や健やかな育成を図る。	子ども・子育て計画担当課	
(再掲) 子育て支援ボランティア派遣事業費助成	児童虐待の予防のための方策のひとつとして、社会福祉法人が実施する事業に補助をするもの。事業内容は、妊婦や未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティアが定期的に訪問し、親の話を傾聴しながら子育てを支援する。ボランティアの育成も併せて行う。	子ども家庭支援課	
公園の安全点検	日常の公園巡回点検のほか、自主管理団体・所轄警察署・地域町会・学校等との連携を図り、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取組を行う。	公園課	
(再掲) <u>中学校部活動地域連携</u>	中学校の部活動指導にあたる教員の減少や異動による部活動の休部又は廃部を防ぐため、学校と連携を図りながら顧問指導員又は地域指導者を配置し、部活動の円滑な運営を支援する。	地域教育課	

名称	内容	所管課	開始年度
(再掲)学校支援ボランティア	中学校卒業以上の方を対象に学校支援ボランティア、大学生などを対象に学生ボランティアを各区立幼稚園、小・中学校の要請に応じ派遣し、学校教育の充実を図る。活動は無償だが、学生ボランティアに対しては、謝礼として図書カードを支給する。	地域教育課	
子ども会育成会活動支援	子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業である「ジュニア・リーダー講習会」、「子どもまつり」、「かつしか少年キャンプ」等の開催や子ども会活動に関する相談、情報の提供等により子ども会活動を支援し、青少年の健全育成を図る。	地域教育課	
(再掲)ジュニア・リーダー講習会	子ども会活動における少年リーダー(ジュニア・リーダー)の育成を目的とした子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業である。ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を習得し、様々な年齢の子どもや指導者と交流することを通じて、豊かな人格形成を図る。	地域教育課	
青少年委員活動支援	青少年委員の活動が効果的に行われるように、毎月1回の定例会(研修会)や委員会内部に設置した8つのブロック会と6つの専門部の委員活動を支援し、青少年の健全育成を図る。	地域教育課	
青少年育成地区委員会支援	青少年育成地区委員会の運営及び地区組織活動を推進するため、「地区委員研修会」、「少年の主張大会」、「かつしか郷土かるた全区競技大会」、「地区ロードレース大会」や、他団体と協働して実施している「子どもを犯罪から守るまちづくり活動」などの地区委員会活動を支援し、青少年の健全育成を図る。	地域教育課	
子ども・若者応援ネットワーク連携講座	区民団体「かつしか子ども・若者応援ネットワーク」と連携し、学習の機会をつくり、区民へ周知することで不登校・ひきこもりへの関心を広げること、講座を開催する過程で関係者同士の関係をつなげる場をつくること、広報を通して学習機会等の情報を発信し、孤立している家庭等への支援の入口をつくることを目的とする。	生涯学習課	

葛飾区子ども・若者支援地域協議会専門部会 報告書

社 会 資 源 と の 連 携 に 関 す る 専 門 部 会
地域におけるヤングケアラーの支援に関する専門部会

令和7年8月

I	専門部会について	3
II	社会資源との連携に関する専門部会の報告	4
1	社会資源との連携に関する専門部会について.....	4
2	「支援の整理」について.....	4
3	「支援を知る」について.....	5
4	「地域から行政へつなげる」について.....	5
5	社会資源との連携に関する主な意見.....	6
6	専門部会の検討結果を受けた今後の区の実組について.....	8
7	配付資料（全体版）について.....	8
III	地域におけるヤングケアラーの支援に関する専門部会の報告.....	9
1	地域におけるヤングケアラーの支援に関する専門部会について.....	9
2	ヤングケアラー支援体制について.....	9
3	地域におけるヤングケアラーの支援に関する主な意見.....	11
4	専門部会の検討結果を受けた今後の区の実組について.....	12
5	配付資料（全体版）について.....	12

I 専門部会について

葛飾区子ども・若者支援地域協議会は、葛飾区子ども・若者支援地域協議会設置要綱第7条に基づき、特定の事項を調査検討する必要があるときは、専門部会を設けることができると定めている。

前回の専門部会において、「地域や関係者が課題のある子ども・若者やその保護者と接触した際、ニーズに応じた相談・支援を行えるところに、いかにつないでいくか」という課題が見えてきたため、新たに「社会資源との連携に関する専門部会」を設置し、課題の対応策について検討してきた。

また、ヤングケアラー状況調査により、区内においてもヤングケアラーが一定数存在することが明らかとなり、地域における支援の在り方を検討するため、「地域におけるヤングケアラーの支援に関する専門部会」を設置し、対応策の整理等を進めてきた。

今回、専門部会の検討結果について、葛飾区子ども・若者支援地域協議会設置要綱第7条第4項及び葛飾区子ども・若者支援地域協議会専門部会設置要領第7条に基づき、同協議会へ報告するものである。

葛飾区子ども・若者支援地域協議会設置要綱 第7条

協議会は、特定の事項を調査検討する必要があるときは、専門部会を設けることができる。

葛飾区子ども・若者支援地域協議会設置要綱 第7条第4項

部会長は、専門部会における調査検討の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

葛飾区子ども・若者支援地域協議会専門部会設置要領 第7条

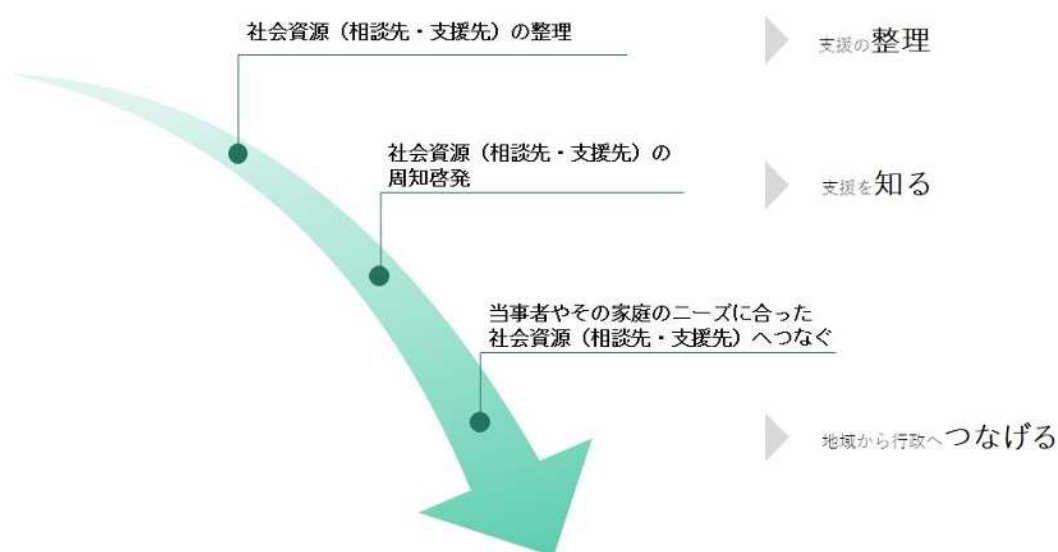
部会長は、専門部会における調査検討の経過及び結果を協議会に報告をする。

Ⅱ 社会資源との連携に関する専門部会の報告

1 社会資源との連携に関する専門部会について

困難な状況に置かれている子ども・若者等を「ニーズに応じた相談・支援を行えるところに、いかにつないでいくか」という課題に対して、「支援の整理」、「支援を知る」、「地域から行政へつなげる」という3つの視点で整理した。

検討事項



2 「支援の整理」について

区の社会資源を「子ども・子育て」、「若者」、「くらし」の3つの分野に分類し、主な相談先・支援先として「子ども総合センター」や「若者相談窓口」、「くらしのまると相談窓口」等の事業概要をとりまとめた。

現状と課題

支援の整理

区の社会資源（相談先・支援先）の整理

主な相談先と相談内容の一例

	相談先	相談内容
子ども・子育て	子ども総合センター	子育て相談や子どもの発達相談、子どもからの相談、虐待相談など子どもとその家庭に関するあらゆる相談ができる
	総合教育センター	不登校などの教育相談や特別な教育的支援が必要と思われる子どもの就学相談ができる
若者	若者相談窓口	「仕事を辞めて家に閉じこもっている」「なかなか定職につけない」などひきこもりやニートなどの相談ができる
	若者の社会参加支援事業	社会参加に困難を感じている若者が気軽に相談できる体制を整備し、社会参加に向けた取組を支援する
くらし	くらしのまると相談窓口	「どこに相談すればいいかわからない」「生活全般に不安がある」などくらしに関する困りごとの相談ができる
	自立相談支援窓口	「経済的に困窮している」「仕事が見つからないため、家賃が払えない」などの相談ができる

3 「支援を知る」について

区の社会資源の周知方法の一例として、広報かつしかや区ホームページに加え、講演会や連絡会議等についてとりまとめた。

困難な状況に置かれた子ども・若者等は、行政の広報だけでは必要な情報が届きにくいことがある一方、地域活動団体とすでにつながっている場合もあることから、地域活動団体を対象として開催している連絡会議において、区と地域活動団体が円滑に連携できるよう、区の事業紹介や地域活動団体の活動報告を実施することとした。

現状と課題

支援を知る

周知啓発

区の事業等（社会資源）の周知の一例

広報かつしか・区HP	○広報かつしかの特集ページなどで紹介 ○区HPのトップページの注目情報や新着情報などでお知らせ
講演会	○ひきこもりなどに関する講演会を年2回実施 ○ヤングケアラーに関する講演会を年1回実施
冊子・チラシなど	○葛飾区子ども・若者応援ガイド ○育児支援ガイドブック
SNS	○区公式LINEにて、事前に登録した分野の情報を配信 ○YouTube、X（旧Twitter）など
連絡会議	○子ども・若者支援活動費助成制度を活用している地域活動団体等を対象に実施する 連絡会議において、区の事業紹介や各地域活動団体の活動報告を実施予定

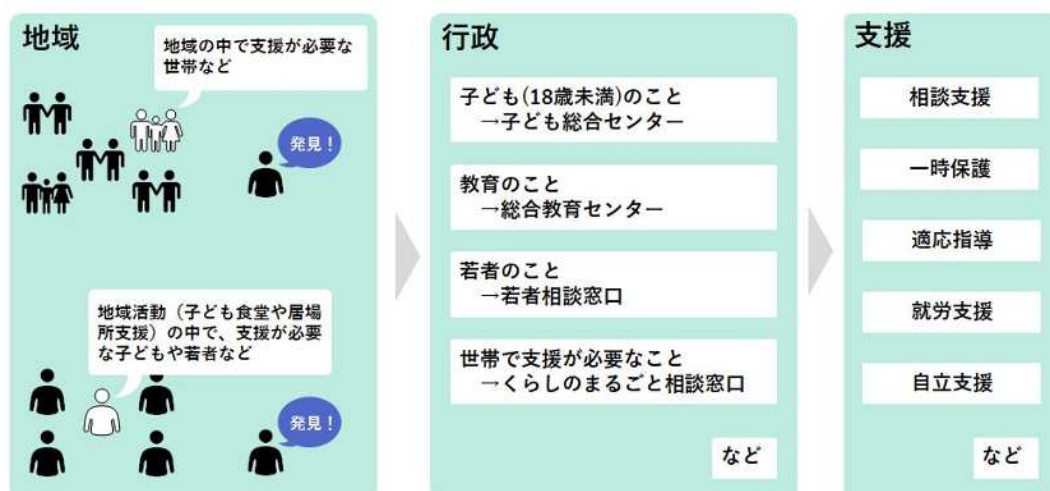
4 「地域から行政へつなげる」について

地域で困難な状況に置かれている子ども・若者等を発見した際の流れについて、以下のとおり示した。

現状と課題

地域から行政へつなげる

当事者やその家庭のニーズにあった
社会資源（相談先・支援先）へつなぐ



5 社会資源との連携に関する主な意見

- ・社会資源があっても支援を受けづらい人がいる。支援の機会を増やし「受援力」（支援を受ける力）を高める工夫が必要である。特に子ども・若者等が相談や支援を前向きに捉えられるよう、関係機関や支援者が折に触れて意識付けしていくことが重要である。
⇒ひきこもりやヤングケアラー支援をはじめとする課題について、区職員や関係機関、事業者等の支援者も対象とした研修や講演会を継続的に実施している。今後も、支援を届ける側の理解と意識の向上を図り、相談や支援を受けやすい環境づくりに取り組んでいく。
- ・助成団体だけでなく、地域活動団体との連携を強化して欲しい。連絡会議の充実、研修や講演会の実施に期待する。
⇒従来、子ども・若者支援活動費助成を活用している団体を対象に、助成制度の説明を行っていた連絡会議については、区の助成制度を活用していない地域活動団体も対象とし、困難な状況に置かれた子ども・若者等の支援について学ぶ勉強会等を開催するなど連絡会議の内容の充実を図っている。
- ・「地域から行政へつなげる」は、地域住民、地域活動団体が単なる「通報者」としてしか位置付けられていない。実際は「支援が必要な人」が「自分は困っている」、「支援してほしい」と、自分自身気がつき、声に出せるところまで信頼関係を築き、適切な窓口等につないだ後も伴走し続けるアドボケイターである。
⇒本専門部会においては、「地域から行政へつなげる」までの流れを示したが、後述するヤングケアラー支援フローのとおり、地域住民や地域活動団体は、支援につなげた後も見守りや伴走し続けているものと認識している。
- ・つなげた先での個別の事情に応じた多様な支援メニューの必要性を感じている。例えば、不登校においてもその要因、背景は多様であり、教育保障のあり方や、介入方法も多様でなければ解決にはつながりにくいと感じる。
⇒行政による支援と民間による支援を適切に組み合わせながら、当事者の背景や状況にあった柔軟な支援の提供を行うことが重要であると認識している。今後も、一人一人に応じた多様な支援の選択肢を確保できるよう、関係機関との連携を深めていく。
- ・子ども・若者等にとって様々な居場所が提供されているため、自分が提供している居場所だけでなく、子ども・若者等にとって最適、最善の居場所がを見つけられると良い。
⇒子どもや若者等が、自身にとって最も安心できる居場所を選択できるように、区内の居場所や相談先を紹介する「葛飾区子ども・若者応援ガイドブック」を作成しているほか、区ホームページにおいても地域活動団体の情報を掲載している。

- ・子育て支援活動や地域活動をしている団体から、支援先につなぐのは非常に大切だと思う。学校と支援活動者がつながっていること、学校内に支援者がいること、それがより多くの子ども達、保護者を救うことにつながると考える。

⇒子育て支援団体や地域活動団体が、行政だけでは把握しきれない子ども・若者等の課題を早期に発見し、支援につなげている実態を踏まえ、今後も、学校や関係機関と地域活動団体等との連携を推進し、支援体制の強化を図っていく。

6 専門部会の検討結果を受けた今後の区の実践について

今回、困難な状況に置かれた子ども・若者等を適切な支援につなげるため、区の相談窓口等の社会資源について、「子ども」、「若者」、「くらし」の3つの分野に分類し、それぞれの特徴を明確にした。これにより、状況に応じた相談先が明確となり、支援の初動をより円滑に行いやすくなることが期待される。

また、地域住民や地域活動団体と連携しながら、子ども・若者等を支援していくことが重要であることから支援者を対象に以下の取組を実施し、連携の強化と支援体制の充実を図っていく。

■連絡会議の充実

従来、子ども・若者支援活動費助成制度の説明を行っていた連絡会議を、より現場で役立つスキルの向上を目指し、地域活動の中で困難な状況に置かれた子ども・若者等をどのように発見し、関わり、支えていくのかという「支援の視点」に重きを置いた内容の連絡会議とする。

対象者：子ども・若者等を支援する地域活動団体

内 容：子どもの居場所について／大人にできること／子どもの背景を考える
／子どもにとって居場所とされるための工夫／支援機関同士の連携についてグループワーク／発達障害のある子どもへの配慮など

■研修の実施

区職員だけではなく、地域で活動している子ども・若者等への支援者等も対象とした研修を実施し、地域全体で切れ目のない子育て支援を目指す。

対象者：子ども・若者等への支援者

子ども・子育て支援に関する施設・団体に従事する職員

内 容：切れ目のない子育て支援の基本的な考え方、国や区の実践、区の主要施設の役割・取組／事例検討など

7 配付資料（全体版）について

別紙1のとおり

Ⅲ 地域におけるヤングケアラーの支援に関する専門部会の報告

1 地域におけるヤングケアラーの支援に関する専門部会について

ヤングケアラーの支援について、区や地域活動団体等が共通認識を持つことで、ヤングケアラー本人及びその家族を、地域で孤立させることなく早期に相談等につなげる体制を整備するため、ヤングケアラーに関する支援フロー等を整理した。

2 ヤングケアラー支援体制について

(1) 相談窓口

ヤングケアラーに関する相談窓口は、基本的には子ども総合センターとし、ヤングケアラーに関する相談を受ける可能性のあるくらしのまると相談窓口及び若者相談窓口についても位置付ける。

(2) ヤングケアラーを発見した際の団体等の対応

① 福祉・保健等の関係各課

関係各課が提供している支援メニューにより、ヤングケアラーが世話をしている家族等を支援し、ヤングケアラーの負担軽減を図るとともに、ヤングケアラーの見守りを行う。ヤングケアラーに対する支援については、必要に応じて、子ども総合センター等と連携する。

② 自治町会やボランティア団体等

子ども総合センター等に連携するとともに、必要に応じて、見守りを継続する。

(3) ヤングケアラーが連携された後の相談窓口の対応

① 子ども総合センター

対象世帯の調査・ヒアリングの実施、支援方針の検討、支援会議の実施及び支援を行う。また、他機関連携が必要な場合は、他部署と連携して支援する。

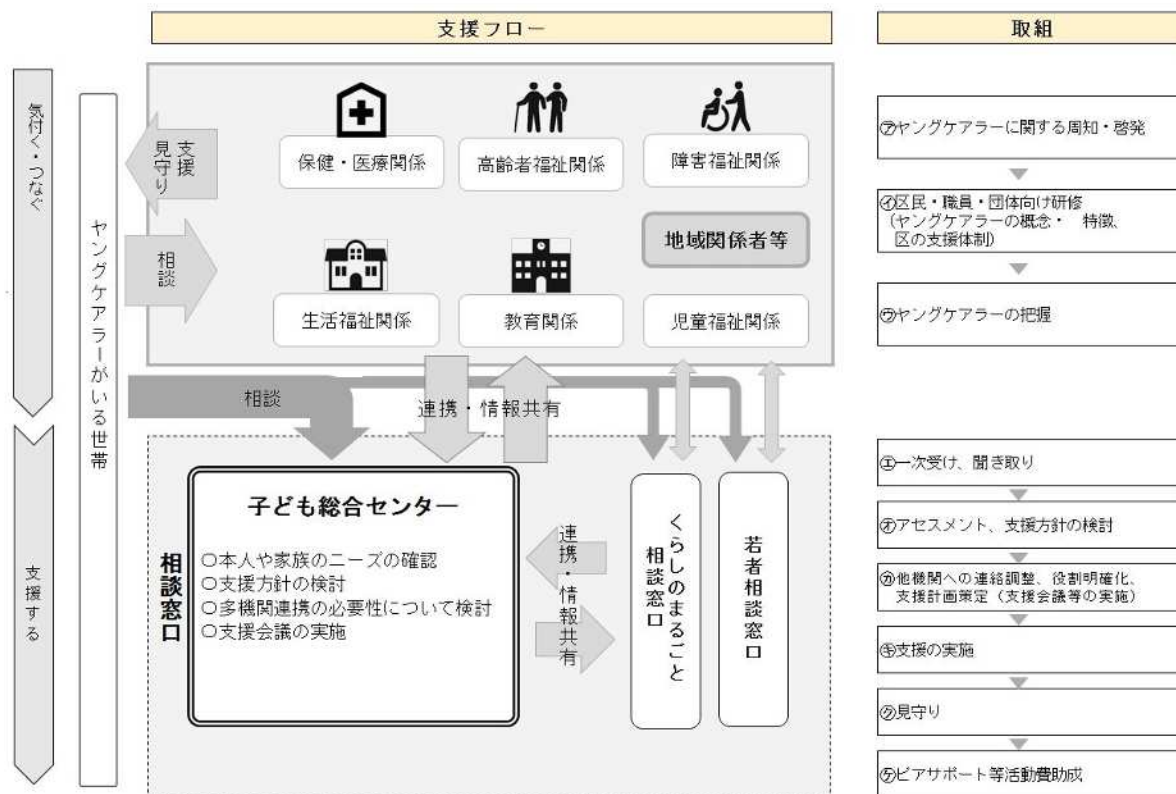
② くらしのまると相談窓口

対象世帯の調査・ヒアリングの実施、支援方針の検討や支援会議を実施し、ヤングケアラーがいる世帯のニーズに合った支援メニューを実施している他機関へつなげる。

③ 若者相談窓口

支援方針を検討し、ヤングケアラーがいる世帯のニーズに合った支援メニューを実施している他機関へつなげる。

(4)地域で発見したときの支援フロー図及び区取組



【気付く・つなぐ】

㉗ヤングケアラーに関する周知・啓発及び㉘区民・職員・団体向け研修

- ・各課や関係機関、区民に、ヤングケアラーについての周知・啓発や研修を行う。
- ・各小中学校の先生が参加するヤングケアラーの研修を行う。

㉙ヤングケアラーの把握

- ・全ての部署がヤングケアラー支援に対する認識を持ち、早期にヤングケアラーを発見できるようにする。

【支援する】

㉚一次受け、聞き取り及び㉛アセスメント、支援方針の検討

- ・ヤングケアラーに関する相談を受け付け、家族のケアの状況や利用中の福祉サービス等を確認した上で現状を分析し、支援方針を検討する。

㉜他機関への連絡調整、役割明確化、支援計画策定（支援会議等の実施）

- ・支援会議等の仕組みを活用し、関係機関と情報を共有するとともに、支援計画を策定し、関係機関の支援における役割を示す。

㉝支援の実施

- ・支援計画に基づき、子ども・若者等に対しての支援を実施する。
- ・支援計画に基づき、関係機関へつなぐまでの支援を実施する。

⑦見守り

- ・家族状況や本人のケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。支援計画を策定した機関においては、関係機関と連携し情報の共有を主体的に行う。
- ・ヤングケアラーが世話をしている家族等を支援する中で、ヤングケアラーのケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。

⑧ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成

- ・NPO法人等が実施するピアサポート等に係る活動費を助成する。

3 地域におけるヤングケアラーの支援に関する主な意見

- ・ヤングケアラーに気付いた際の声かけや対応について、関係機関・団体・区民が基礎的理解を深めることが必要であるため、地域におけるヤングケアラー支援に関する研修は非常に重要だと思う。対面研修に加え、動画等による無料のeラーニング配信も有効だと考える。さらに、連携先や専門的関与について関係者間で共通理解を図ることが重要であり、その浸透状況の把握ができると良い。

⇒都が作成した支援者向けのヤングケアラー支援動画を関係部局へ配付し、ヤングケアラー支援の実態や支援のポイント等について理解促進を図っている。今後、視聴を希望する介護事業者等に対しても、同動画の貸出を行い、関係機関における支援の共通理解の醸成を図っていく。

- ・地域活動団体においても、ヤングケアラーへの対応方法等の知識の底上げが必要であり、学びの場の提供なども検討してほしい。

⇒区民や地域活動団体、事業者等を対象に、ヤングケアラー支援に関する講演会を毎年実施し、ヤングケアラーへの理解を深めるとともに、対応方法等に関する知識の向上を図っている。今後も、地域における様々な支援の担い手の方とともに、適切な支援につながる環境づくりに向けた学びの機会を提供していく。

- ・区や民生委員をはじめとした支援者が、いろいろな相談等の中で「気付き→つなぐ→支援→見守り」するケースが多々あるため、ヤングケアラー支援についての共通認識を持つことが大切である。

⇒ヤングケアラー支援に関する講演会においては、介護事業者等の支援者が、支援を受けている方のみならず、その支援を担っている子ども・若者の状況にも目を向けることが、ヤングケアラーの早期発見や見守りにつながるということを啓発している。今後も、支援者が日常の相談対応等の中で、「気付き・つなぐ・支援（見守り）」を実践できるよう、ヤングケアラー支援に関する共通認識の醸成を図っていく。

- ・ヤングケアラーがケアしている家族には、精神疾患や知的、発達障害のある方も多く、外見からは支援の必要性が見えにくいため、発見や支援の開始が遅れがちである。そうした世帯では就業が困難なことから、低所得や生活保護を受給しているケースも少

なくない。これらの世帯と関わる機会の多い教育機関との連携は不可欠であり、今後、情報共有や連携体制の具体化が必要である。

⇒支援会議等の仕組みを活用し、関係機関と情報を共有するとともに、ヤングケアラーをはじめとした支援が必要な子どもに対して、支援計画を策定している。その中で、関係機関の役割分担を明確にし、連携した支援を実施している。今後も教育委員会や学校等と連携を図りながら、早期支援につなげるための体制整備を進めていく。

- ・相談窓口や支援フローについてわかりやすくまとめてあり、今後は地域や関係団体への周知と実施が期待される。一方で、現状は学校や子ども総合センターなど個別の対応にとどまり、連携や包括的支援には課題があると感じる。ヤングケアラーには長期的な支援が必要であり、地域と行政の支援連携が重要である。

⇒ヤングケアラー支援の周知については、研修や講演会等を通じて積極的に実施していく。連携強化に関しては、関係機関に対しヤングケアラーの理解を深め、発見機能の強化を図っていく。その上で、支援会議を活用し、関係機関が一丸となって連携し支援を進めていく。

4 専門部会の検討結果を受けた今後の区の実践について

ヤングケアラー支援を「気付く・つなぐ」と「支援する」の二段階に分け、地域でヤングケアラーが発見された際の区の実践を明確化し、支援フローを作成した。これによりヤングケアラーに関する支援の流れを関係機関と共有しやすくなり、発見から支援までの対応がより適切かつ迅速に行われることが期待される。

ヤングケアラーは子ども自身がその立場に気がつきにくいことから、ヤングケアラーと接する機会の多い学校や、ヤングケアラーを含む家庭に支援を行っている事業者等に対して、支援に関する理解を促す必要がある。そのため、ヤングケアラー支援の実態や支援のポイント等について理解を深めることを目的に研修や講演会を実施するとともに、ヤングケアラー支援マニュアル研修動画を介護事業者等に向けて貸し出すなど、区民や地域活動団体、関係機関における支援の共通理解の醸成を図っていく。

5 配付資料（全体版）について

別紙2のとおり

葛飾区子ども・若者支援地域協議会

「社会資源との連携に関する専門部会」

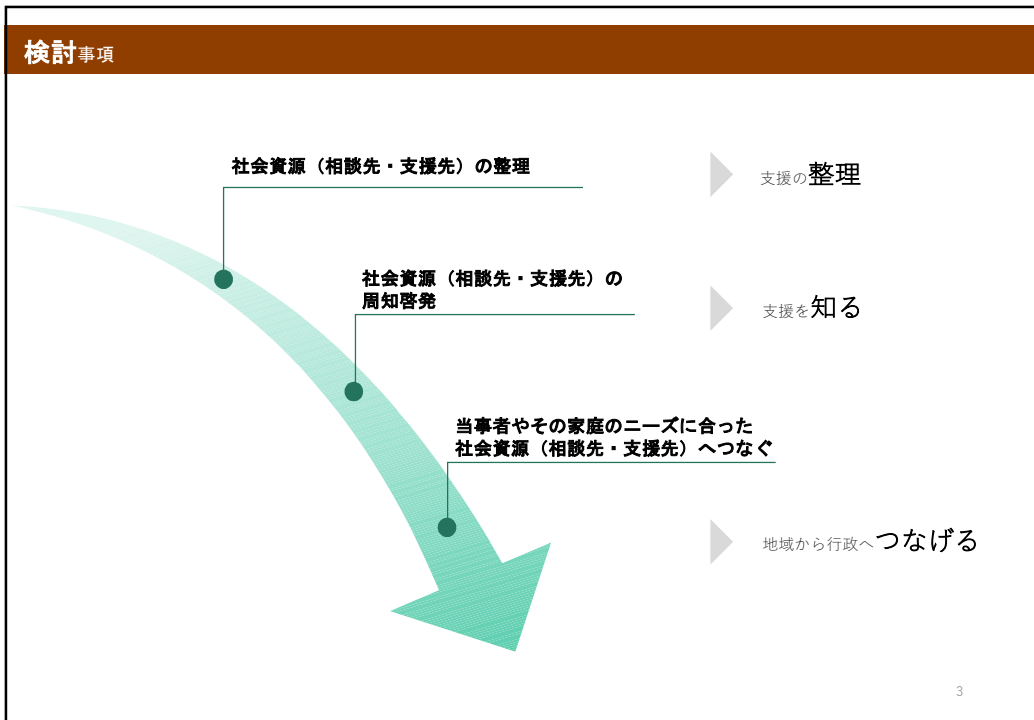
1

設置の経緯

	保護者・家族への支援と地域住民の理解に関する専門部会	高校生世代へのアプローチ及び支援に関する専門部会
検討事項	①様々な事情を有する子ども・若者への支援は、保護者や家族も含めた支援が必要 ②地域における保護者・家族へのアプローチや支援の方法 ③地域住民の理解を深める方法	①高校生世代へのアプローチ方法 ②中退未然防止、中退者・中学卒業後進路未決定者への支援、都区の連携 ③地域との連携
主な意見	①本人だけでなく、保護者や家族も課題を有している場合があり、SOSを発信できずに埋もれてしまっている ②事業所や地域活動団体は、支援が必要な子どもや家庭と接点があるため、発見しやすい ③困っている家庭を見聞きする可能性のあるため、気軽に相談できる仕組みが必要	①中学校や高校を卒業後に継続して関わるのが難しい ②高校生世代を対象とした事業として、子ども応援事業や学びのセーフティネット事業がある ③継続した関わりのため、子ども食堂をはじめとした地域で子ども・若者支援を行う地域活動団体との連携が大切
課 題	・ニーズに応じた相談・支援を行えるところに、いかにつないでいくか	・ニーズに応じた相談・支援を行えるところに、いかにつないでいくか
共通課題		

「社会資源との連携に関する専門部会」の設置

資料：葛飾区子ども・若者支援地域協議会専門部会(まとめ)より抜粋



現状と課題 **支援の整理**

区の社会資源（相談先・支援先）の整理

主な相談先と相談内容の一例

	相談先	相談内容
子ども・子育て	子ども総合センター	子育て相談や子どもの発達相談、子どもからの相談、虐待相談など子どもとその家庭に関するあらゆる相談ができる
	総合教育センター	不登校などの教育相談や特別な教育的支援が必要と思われる子どもの就学相談ができる
若者	若者相談窓口	「仕事を辞めて家に閉じこもっている」「なかなか定職につけない」などひきこもりやニートなどの相談ができる
	若者の社会参加支援事業	社会参加に困難さを感じている若者が気軽に相談できる体制を整備し、社会参加に向けた取組を支援する
暮らし	くらしのまるごと相談窓口	「どこに相談すればいいかわからない」「生活全般に不安がある」などくらしに関する困りごとの相談ができる
	自立相談支援窓口	「経済的に困窮している」「仕事が見つからないため、家賃が払えない」などの相談ができる

4

周知啓発

区の事業等（社会資源）の周知の一例

広報かつしか・区HP

- 広報かつしかの特集ページなどで紹介
- 区HPのトップページの注目情報や新着情報などでお知らせ

講演会

- ひきこもりなどに関する講演会を年2回実施
- ヤングケアラーに関する講演会を年1回実施

冊子・チラシなど

- 葛飾区子ども・若者応援ガイド
- 育児支援ガイドブック

SNS

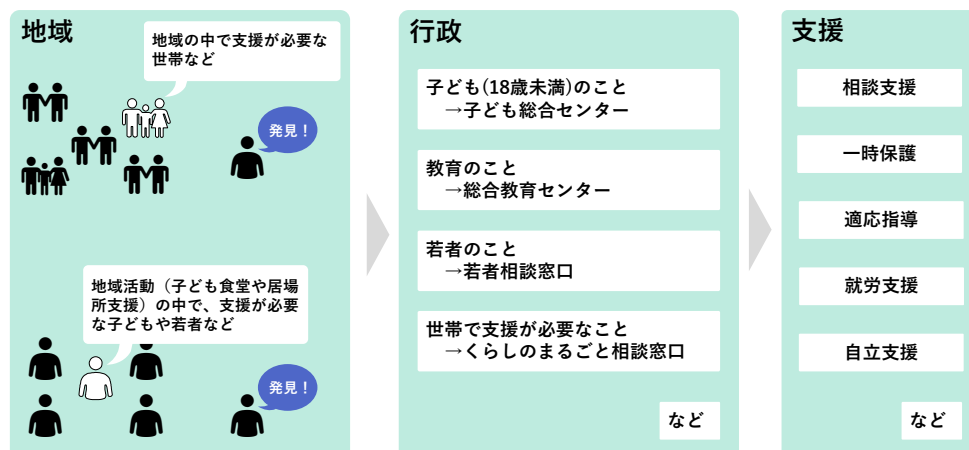
- 区公式LINEにて、事前に登録した分野の情報を配信
- YouTube、X（旧Twitter）など

連絡会議

- 子ども・若者支援活動費助成制度を活用している地域活動団体等を対象に実施する連絡会議において、区の事業紹介や各地域活動団体の活動報告を実施予定

5

当事者やその家庭のニーズにあった
社会資源（相談先・支援先）へつなぐ



6

まとめと結論

■支援が必要な子どもを発見した場合は、**子ども総合センター**へ相談

■教育に関する悩みがある場合は、**総合教育センター**へ相談

■支援が必要な若者を発見した場合は、**若者相談窓口**へ相談

■世帯まるごと支援が必要な場合は、**くらしのまるごと相談窓口**へ相談

■子ども・若者支援活動費助成制度（子ども・若者担当課で実施）を活用している

子ども食堂などの地域活動団体等を対象とした**連絡会議**の内容を**ブラッシュアップ**



葛飾区子ども・若者支援地域協議会へ報告

地域におけるヤングケアラーの支援について

区では、ケアをする子どもの負担軽減の観点から、ヤングケアラーの支援策について全庁的な検討を行うために、令和5年度より作業部会を立ち上げ、検討を行っています。

本区のヤングケアラー支援に関しまして、作業部会において、地域で発見した時の支援フローや区の出組などを整理いたしましたので、ご報告いたします。

1 ヤングケアラー支援について

ヤングケアラー支援について、区や地域活動団体等が共通認識を持つことで、ヤングケアラー本人及びその家族を、地域で孤立させることなく早期に相談等につなげる体制を整備するため、ヤングケアラーに関する支援フロー等を整理した。

(1) 相談窓口

ヤングケアラーに関する相談窓口は、基本的には子ども総合センターとし、ヤングケアラーに関する相談を受ける可能性のあるくらしのまると相談窓口及び若者相談窓口についても位置付ける。

(2) ヤングケアラーを発見した際の団体等の対応

①区の関係各課

関係各課が提供している家事等の支援メニューにより、ヤングケアラーが世話をしている家族等を支援し、ヤングケアラーの負担軽減を図るとともに、ヤングケアラーの見守りを行う。必要に応じて、子ども総合センター等と連携する。

②自治町会やボランティア団体等

子ども総合センター等に連携するとともに、必要に応じて、見守りを継続する。

(3) ヤングケアラーが連携された後の相談窓口の対応

①子ども総合センター

対象世帯の調査・ヒアリングの実施、支援方針の検討、支援会議の実施及び支援を行う。また、他機関連携が必要な場合は、他部署と連携して支援する。

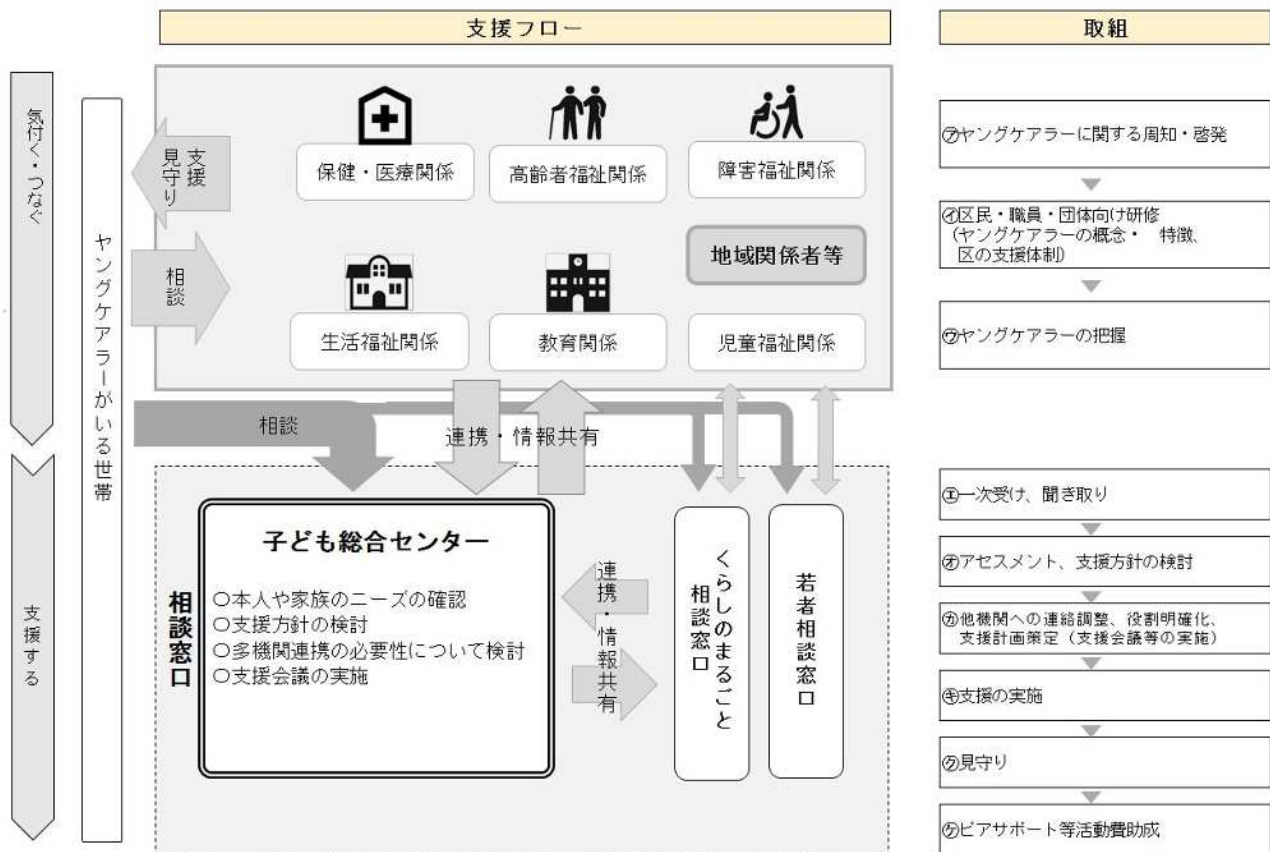
②くらしのまると相談窓口

対象世帯の調査・ヒアリングの実施、支援方針の検討や支援会議を実施し、ヤングケアラーがいる世帯のニーズに合った支援メニューを実施している他機関へつなげる。

③若者相談窓口

支援方針を検討し、ヤングケアラーがいる世帯のニーズに合った支援メニューを実施している他機関へつなげる。

(4) 地域で発見したときの支援フローや区の実践



【気付く・つなぐ】

①ヤングケアラーに関する周知・啓発及び②区民・職員・団体向け研修

- ・各課や関係機関、区民に、ヤングケアラーについての周知・啓発やヤングケアラーの可能性のある子どもの傾向等に関する研修を行う。
- ・ヤングケアラー普及啓発ポスターを作成・配布する。
- ・各小中学校の先生が参加するヤングケアラーの研修を行う。

③ヤングケアラーの把握

- ・全ての部署がヤングケアラー支援に対する認識を持ち、早期にヤングケアラーを発見できるようにする。

【支援する】

①一次受け、聞き取り及び④アセスメント、支援方針の検討

- ・ヤングケアラーに関する相談を受け付け、家族のケアの状況や利用中の福祉サービス等を確認した上で現状を分析し、支援方針を検討する。

②他機関への連絡調整、役割明確化、支援計画策定（支援会議等の実施）

- ・支援会議等の仕組みを活用し、関係機関と情報を共有するとともに、支援計画を策定し、関係機関の支援における役割を示す。
- ・若者のヤングケアラーの相談を受け付けた場合、関係各課と連携する。

⑤支援の実施

- ・支援計画に基づき、子ども・若者や家庭に対しての支援を実施する。
- ・支援計画に基づき、関係機関へつなぐまでの支援を実施する。
- ・支援会議等で決定した役割に基づき支援を実施する。
- ・助成団体において、ピアサポート等での共感型支援や支援団体による寄り添い支援を実施する。

⑥見守り

- ・家族状況や本人のケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。また、関係機関と連携し情報の共有を主体的に行う。
- ・学校において、家族状況や本人のケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。
- ・助成団体において、家族状況や本人のケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。
- ・ヤングケアラーが世話をしている家族等を支援する中で、ヤングケアラーのケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。

⑦ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成

- ・NPO法人等が実施するピアサポート等に係る活動費を助成する。

2 今後について

本内容を専門部会の結論とし、葛飾区子ども・若者支援地域協議会へ報告します。

支援の事例や当事者からの感想

以前行ったヤングケアラー支援の事例の調査結果と、ピアサポート等の活動を行っている団体より提供のあった当事者からの感想を紹介いたします。

支援の事例①

ヤングケアラーに該当していると思われるが、本人と保護者が認識しているか、分からない。本人がアルバイトを始めたため、本人との接点を保つことができなくなったが、保護者と連絡をとれる状況であるため、関係性を保つことを心掛けている。

支援の事例②

子ども食堂などに通ってくる子どもたちの中から、気になる子どもを会話の中から発見し、相談支援などを行っている。

当事者からの感想①

雑談や障害のある兄弟、両親の話を聞いてくれるのでありがたい。

当事者からの感想②

何か困ったときに LINE で相談できる。

かつしか
こ わか もの おう えん
子ども・若者応援
ガイドブック



もくじ



い ば しよ しょうかい 居場所の紹介

しせつ まっぷ 施設MAP	3
と しょかん 図書館	4
こ みらい じどうかん 子ども未来プラザ・児童館	5
カナマチぷらっと	7

こ わかもの し えん だん たい しょうかい 子ども・若者支援団体の紹介

こ わかもの しえん だんたい まっぷ 子ども・若者支援団体MAP	9
こ わかもの しえん だんたい しょうかい 子ども・若者支援団体の紹介	10

そう だん さき しょうかい 相談先の紹介

こ けんり かん ぎゃくたい そうだん 子どもの権利に関すること・虐待の相談	15
かん ヤングケアラーに関すること	16
がっこう かん そうだん 学校に関する相談	17
わかもの かん そうだん しゅうろう かん そうだん 若者に関する相談・就労に関する相談	
せいかつ こま そうだん 生活に困ったときの相談	18



こどもページ

かつしかく こ む
葛飾区の子どものためのホームページ

「あそび」「まなび」「そうだん」などの情報がいっぱい！
Q Rコードからアクセスしてみてね！

い ば しょ しょう かい 居場所の紹介

あそ べんきょう
遊んだり、おしゃべりしたり、勉強したり。

ひとり じ かん たの
一人の時間を楽しむのも、

ともだち す じ ゆう
友達と過ごすのも自由。

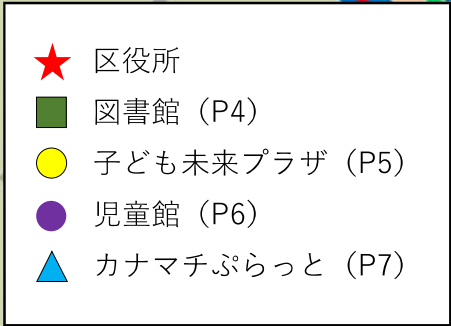
ほっとできて、あんしん ば しょ
安心して、そんな場所がある。

こま いき ぬ
困ったとき、息抜きをしたいとき、

あた ちようせん
新しいことに挑戦したいとき。

どんなときでもあた つか ば しょ
たかく迎えてくれる場所が

ここにあります。



と しょ かん 図書館

図書館では、本を読むだけではなく勉強をしたり、調べ物を行うことができます！

児童室では、絵本の読み聞かせやおはなし会など、様々なイベントを行っています。



中央図書館

1 中央図書館

金町駅の目の前で「行きやすい！」

図書やCD、DVDのほかに、インターネットや各種データベースが検索できるパソコンなども備え、あらゆる「知りたい」に対応しています。



📍 金町6-2-1
ヴィナシス金町ブライトコート3階
☎ 03-3607-9201
📅 毎月第4木曜日(休日のときは翌日)
年末年始(12月31日～1月2日)
特別整理期間(年1回)



いっばんしつ 一般室

月～土
日、休日
12月29日、30日、1月3日

かいかん じ かん 開館時間

午前9時～午後10時
午前9時～午後8時
午前9時～午後5時

じ どうしつ 児童室

午前9時～午後6時
12月29日、30日、1月3日 午前9時～午後5時

ティーンズルーム

グループ学習をしたり、
自習ができます。



おはなしのへや

スタッフやボランティアによるおはなし会などを開催しています。



2 鎌倉図書館

📍 鎌倉2-4-5
☎ 03-3650-7741

3 お花茶屋 図書館

📍 お花茶屋2-1-15
☎ 03-3690-7661

4 亀有図書館

📍 亀有1-17-5
都営亀有一丁目アパート5号棟1・2階
☎ 03-3690-1901

📅 一般室：火～土 午前9時～午後8時
日・休日・12/29・30・1/3 午前9時～午後5時
児童室：火～土 午前9時～午後6時
日・休日・12/29・30・1/3 午前9時～午後5時
※立石図書館のみ一般室(月～土)午後10時まで(日・休日)午後8時まで
児童室(月～日・休日)午後6時まで
📅 月曜日(休日のときは直後の休日でない日)
毎月第4木曜日(休日のときは翌日)
年末年始(12月31日～1月2日)
特別整理期間(年1回)

5 立石図書館

📍 立石1-9-1
(かつしかエコライフプラザ併設)
☎ 03-3696-4451

6 水元図書館

📍 東水元1-7-3
(水元保健センター併設)
☎ 03-3627-3111

7 上小松図書館

📍 東新小岩3-12-1
都営東新小岩三丁目アパート1号棟1階
☎ 03-3696-7901

8 青戸地区図書館

📍 青戸5-20-6 青戸地区センター内
☎ 03-3838-1273

9 こすげ地区図書館

📍 小菅3-8-22 こすげ小学校敷地内
☎ 03-3601-3855

📅 火～土 午前10時～午後6時
日・休日 午前10時～午後5時
📅 月曜日(休日のときは直後の休日でない日)
毎月第4木曜日(休日の場合は翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)
※にいじゅく地区図書館のみ月曜日も開館しています。年に1度特別整理期間として休館します。

10 四つ木地区図書館

📍 四つ木4-8-1 よつぎ小学校内
☎ 03-5670-3321

11 西水元地区図書館

📍 西水元2-2-8 特別養護老人ホーム 西水元あやめ園内
☎ 03-5660-2201

12 奥戸地区図書館

📍 奥戸3-5-1 南奥戸小学校内
☎ 03-3696-2781

13 にいじゅく地区図書館

📍 新宿3-7-1 東京かつしか赤十字母子医療センター内
☎ 03-3607-9105



※特別整理期間については、電話やホームページで確認してください。

子ども未来プラザ・児童館



子ども未来プラザ
KODOMO MIRAI PLAZA

子ども未来プラザ

赤ちゃんから高校生までの子どもたちとその家族を応援する場所です。

みんなが安心して過ごせるように、遊び・学び・相談など、いろいろなサポートをしています。

利用案内

午前9時～午後8時
※乳幼児・小学生は午後6時まで
鎌倉：第4日曜日・年末年始
西新小岩：第2日曜日・年末年始
東四つ木：第3日曜日・年末年始

子ども未来プラザには
こんな場所があるよ！

まなびの広場

小学生以上のお子さんが自習をしたり、好きなことを調べたりできる場所です。
わからないことは、スタッフが丁寧にサポートします。

あそびの広場

好きなことにじっくり取り組んだり集団で遊ぶ楽しさを感じられたりできる場所です。
自由にボードゲームや工作もできます。

① 子ども未来プラザ 鎌倉



鎌倉1-7-3 ☎ 03-3658-1800

② 子ども未来プラザ 東四つ木



東四つ木2-15-11 ☎ 03-5698-1702

③ 子ども未来プラザ 西新小岩



西新小岩4-33-2 ☎ 03-5698-1700

にこわ新小岩内にあります！



にこわ新小岩って？

子ども未来プラザや地域活動センター・
子ども発達センター・保健センター・
保育園が一体となった複合施設です。

児童館

子どもたちが遊んだり学んだりできる楽しい場所です。
たくさんのおもちゃや本などがあり、自由に遊ぶことができます。

季節ごとのイベントや工作教室等も開催されているので、参加して新しいことを学ぶチャンスです。いろいろな年齢の子どもたちが集まるので、新しい友達ができるかもしれません。
また、宿題をしたり本を読んだりできる静かなスペースもあり、わからないことがあったら職員に質問することもできます。
ぜひ、近くの児童館に遊びに行き、楽しい時間を過ごしてください！

利用案内

🕒 午前10時～午後6時
※中高生対応型は午後8時まで

📅 休 新水元・白鳥：第4日曜日・年末年始
南新宿・小菅：第2日曜日・年末年始
その他：日曜日・祝日・年末年始



新水元児童館



鎌倉児童館

児童館一覧

1 新水元児童館

📍 東水元3-5-7
☎ 03-5699-1260
(相談専用03-5660-0710)

2 幸田児童館

📍 西水元2-16-10
☎ 03-5699-1244

3 花の木児童館

📍 南水元3-7-1
☎ 03-5699-1298

4 南新宿児童館

📍 新宿1-23-4
☎ 03-5699-1333
(相談専用03-3627-1557)

5 東金町児童館

📍 東金町5-22-18
☎ 03-5699-1314

6 末広児童館

📍 金町5-4-1
☎ 03-5699-1275

7 鎌倉児童館 中高生対応型

📍 鎌倉2-6-20
☎ 03-5694-2292

8 柴又児童館

📍 柴又2-4-5
☎ 03-5699-1257

9 高砂児童館

📍 高砂5-6-7
☎ 03-3627-6948

10 新柴又児童館

📍 柴又5-33-8
☎ 03-5694-2982

11 白鳥児童館

📍 西亀有1-18-6
☎ 03-3602-3452
(相談専用03-3602-6821)

12 西亀有児童館

📍 西亀有4-24-1
☎ 03-5616-1776

13 亀有児童館

📍 亀有1-17-5
☎ 03-3604-7756

14 青戸児童館

📍 青戸3-10-5
☎ 03-3602-0221

15 青戸中央児童館

📍 青戸6-16-12
☎ 03-3604-6306

16 中道児童館

📍 西亀有1-2-7
☎ 03-3604-6561

17 堀切児童館

📍 堀切1-9-18
☎ 03-5698-1706

18 宝町児童館

📍 宝町1-5-1
☎ 03-5698-1703

19 小菅児童館

📍 小菅2-19-1
☎ 03-3604-2645
(相談専用03-3601-6135)

20 東堀切児童館

📍 東堀切2-20-8
☎ 03-3602-6808

21 梅田児童館

📍 立石3-26-10
☎ 03-5698-1701

22 東奥戸児童館

📍 奥戸4-20-11
☎ 03-5698-1705

23 南奥戸児童館

📍 奥戸2-30-11
☎ 03-5698-1707

24 西奥戸児童館

📍 奥戸1-12-1
☎ 03-5698-1704

カナマチぷらっと

☎ 03-6231-3680

🌐 <https://www.kanamachi-plat.jp/>

📍 葛飾区金町6-5-1 ベルトーレ金町 3階

📅 年末年始、施設メンテナンス日



ホームページはこちら



ロビー

いんしょく とち
飲食をしながら友だち
はな とくべんきょう
と話したり、勉強したり
じゆう す
自由に過ごせます。



ティーンズスペース

きゆうけい ほん よ
休憩したり、本を読んだ
りしてゆったり過ごすこ
とができます。

キッズスペース

ひろ くらかん
おもちゃのある広い空間
おや こ
で親子でのびのびと過
すことができます。



ワーク&スタディブース

こ じつ くらかん べんきょう さぎょう
個室空間で勉強や作業に
しゅうちゅう
集中することができます。

まわ き
周りを気にせず
おも たの
思い切り楽しめる！

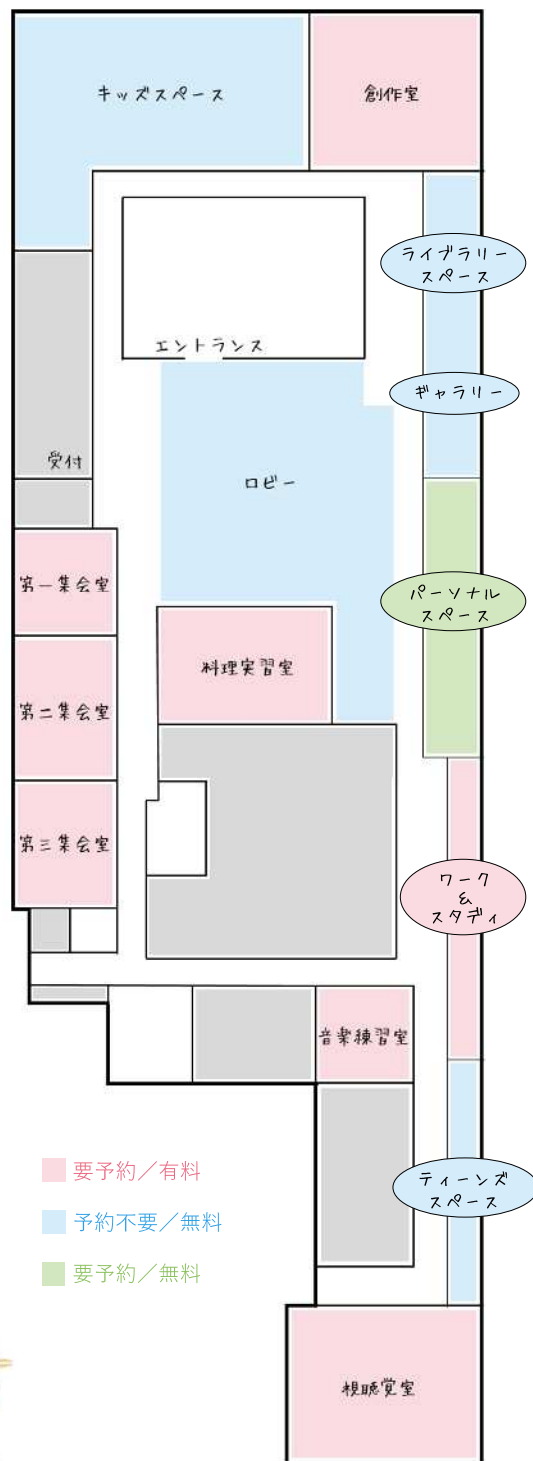
音楽練習室



そな つ がつき おんきょう き ざい
備え付けの楽器や音響機材
で て がつき えん そう
手ぶらでも楽器の演奏や
れんしゅう
練習ができます。



フロアマップ



こ ども ・ わか もの し えん だん たい しょうかい 支援団体の紹介

かつしか く あたた はん た ばしよ
葛飾区には、温かいご飯を食べさせてくれる場所、

べんきょう て つだ ばしよ
勉強を手伝ってくれる場所、

なや き ばしよ
悩みを聞いてくれる場所、

あんしん す い ばしよ
そして、安心して過ごせる居場所を

よう い だんたい
用意してくれている団体がたくさんあります。

き い
気になるところがあったらぜひ行ってみてね！

じ ぶん だいじょうぶ おも ばしよ み
自分が「ここなら大丈夫」と思える場所を見つけて、

む り たよ
無理をせずに、頼ってみましょう

子ども・若者支援団体MAP



子ども・若者支援団体の紹介

葛飾区内で行われている子ども・若者支援団体を紹介します！

子ども食堂

子どもは無料か低料金でご飯を食べられる場所です。みんなで楽しく食事をしたり、おしゃべりしたりできます。

学習支援

勉強が難しいときに助けてくれる場所です。わからないところと一緒に考えたり、勉強のコツをおしえてくれます。

居場所

学校やおうち以外にホッと一息つける場所です。勉強や生活の相談にのってくれるところもあります。

アイコンの説明

🍲 子ども食堂 📖 学習支援 🏠 居場所 予約 要予約

※活動内容などは変わることがあります。行く前に電話などで確認してください。

水元エリア

- 1 あったかキッチン水元 🍲📖📅
(子ども食堂)
📍 南水元2-13-1 水元学び交流館
☎ 090-1551-0810
🕒 第2(金) 午後5時～午後7時
(プログラミング学習支援)
📍 西水元5-3-1-101 西水元地区センター
☎ 090-2233-0200
🕒 (土) 午前10時～正午

- 2 フリースペース水元 📖🏠
📍 水元1-2-13 西水元飯塚新町会事務所内
☎ 090-2233-0200
🕒 (土) 午後1時～午後5時

- 3 NACS水元こども食堂 🍲
📍 ①南水元4-18-11 水元保育園
②南水元2-13-1 水元学び交流館
☎ 080-8812-2982
🕒 第2(金)、第3(土)または(日)



NACS.MIZUMOTO

- 4 こども食堂トコ 🍲
📍 東水元2-35-16 天理教本導分協会
☎ 03-3607-2460
🕒 第3または第4(水)
小学生まで：午後4時～午後6時
中学生以上：午後4時～午後7時

申込はLINEから！



@KODOMOSYOKUDO_TOKO2023

金町・新宿エリア

- 5 ひだまりひろば 📖🏠📅
📍 東金町4-8-10 ふれあいサロンあきみつ
☎ 03-6231-3180
🕒 第2(金) 午前10時～正午
第4(金) 午後2時～午後4時

- 6 マミー子ども食堂 🍲🏠
📍 東金町4-7-7 レジデンスUlu101号室
☎ 090-8657-1461
🕒 第2・4(日) 正午～午後3時

- 8 アクティブ子ども食堂みらい 🍲🏠
📍 金町3-43-2 椎の木コーポ201
☎ 080-4358-5733
🕒 第1・3(土) 正午～午後3時



申込はLINEから！



- 7 カフェひろば 🍲
📍 東金町2-23-15 かなまち福祉の家 地域交流室ひろばの会
☎ 070-5556-3405
🕒 第4(月) 午後5時～午後7時

- 9 ハーフタイム 📖🏠
☎ 090-5827-4346
※開催状況等はお問い合わせください。

しば また たか さご
柴又・高砂エリア

10 **SOMPOケア流子ども食堂** **柴又**

📍 柴又4-12-10
☎ 03-5612-2761
🕒 第4(土) 午前11時～午後2時

11 **しばまたこどもしよくどう** **柴又子供食堂**

📍 柴又5-1-6 寒竹ビル地下1階 居酒屋 庶 内
☎ 03-5668-8500
🕒 月1回(日)



12 **みとちゃん食堂** **しよくどう**

📍 高砂3-11-14-103 openspace Mito
☎ 080-2195-6404
🕒 第3(火) 午後4時～午後7時

13 **みとちゃんの朝ごはん** **あさ**

📍 高砂3-11-14-103 openspace Mito
☎ 080-2195-6404
🕒 第2・4(水) 午前7時15分～午前8時15分

14 **みとちゃんち**

📍 高砂3-11-14-103 openspace Mito
☎ 080-2195-6404
🕒 第4(水) 午後3時～午後6時



かめ あり あお と
亀有・青戸エリア

15 **えまいまキッズカフェ**

📍 亀有3-6-9 nagicafe+
☎ 03-6662-4440
🕒 (火) 午後3時～午後6時

16 **ポレポレマムズ**

☎ 090-2312-1280
※開催状況等はお問い合わせください。

18 **あおとこども食堂** **しよくどう** \申込はこちらから/

📍 青戸3-14 UR青戸第一団地第一集会所
☎ 080-2838-0641
🕒 第2・4(土) 夏：午後3時半～午後5時半
冬：午後3時～午後5時



17 **みんかふえ食堂** **しよくどう**

📍 白鳥4-1-24
白鳥ダイヤモンドマンション109
コミュニティカフェ みんかふえ
☎ 070-2156-9179
✉ mincafe-kameari@parcic.org ID:@201jemgo
🕒 火(月3回程度) 午後5時半～午後7時50分



ほり きり はな ぢゃ や
堀切・お花茶屋エリア

19 そら こ しょくどう
青空っ子こども食堂

お花茶屋3-5-6 亀有学び交流館
sorakko2011@gmail.com
第4(水) 午後6時～午後7時半



20 えまいまキッチン

お花茶屋3-5-6 亀有学び交流館
03-6662-4440
第3(日) 午前11時半～午後1時半

21 かめあり
亀有すっぽんクラブ

お花茶屋3-5-6 亀有学び交流館
090-9820-7052
第1(水) 午後5時半～午後7時半

22 にわ しょくどう
わっはの庭みんなの食堂

お花茶屋1-19-10 わっはの庭
080-7000-3872
第2・4(木) 午後4時～午後6時※祝日は休み
※お子さんは、初回は事前に連絡のうえ、
保護者の方と一緒にご来場ください。

23 こ しょくどう
子ども食堂「にじ」

堀切3-30-12 堀切こうとう協会1F
03-6231-2371
第3(金) 午後5時～午後7時



くわしくはホームページを
チェックしてみてね！

24 そんぽ りゅう こ しょくどう
SOMPOケア流子ども食堂

堀切1-23-12 そんぽの家S堀切菖蒲園
03-5671-0061
第4(土) 午前10時半～午後0時半

たて いし よ ぎ
立石・四つ木エリア

25 ゆうはん
夕飯タイム

立石6-31-10 名門餃子酒場
03-5654-8038
(水) 午後5時～午後8時
※ 連絡の上で、曜日関係なく午前11時半～午後10時の間いつでも食事を提供できます。

26 しょくどう
こども食堂ふかふか

四つ木5-2-5 天理教深川大教会
03-3691-0007
第3(土) 午後4時半～午後6時半

公式LINE



28 たて いし こ しょくどう
立石みんな子ども食堂

立石1-21-12 自由の庭
minnnakodomo@gmail.com
第1・3(木)



／申込はこちらから／



29 しょくどう
たまたま食堂

立石1-21-12 自由の庭
heijitunoibasyo@gmail.com
第2(木) 午後6時～午後8時半
17歳以上の若者をメインに活動しています。

Instagram

@HEIJITUNOIBASYO

27 しょくどう
ほっこり食堂

立石8-51-7 立石宮元町会会館
090-1454-9555
第2(金)※変更有 町会掲示板でご確認ください。
午後4時～午後6時半

30 そんぽ りゅう こ しょくどう よ ぎ
SOMPOケア流子ども食堂 四つ木

東四つ木4-47-8
03-5671-8262
第4(土) 午前11時～正午

しんこいわ おくど 新小岩・奥戸エリア

しゅくす
31 6スター☆オアシス 
 東新小岩1-5-16 新小岩第六自治会館
 ☎090-6171-9609
 ⌚第1(日) 午前10時～正午



34 オリーブキッチン 
 新小岩2-1-8 びゅうリエット新小岩
 ☎070-3120-7471
 ⌚基本第1(土) 正午～午後3時

は や
35 晴れる家  
 新小岩2-1-8 びゅうリエット新小岩
 ☎070-3120-7471
 ⌚(火) 午前10時～午後5時半

36 オリーブルーム  
 新小岩2-1-8 びゅうリエット新小岩
 ☎070-3120-7471
 ⌚(水) 午後2時～午後5時45分

こ
32 にっしん子どもひろば 
 西新小岩4-33-2 にこわ新小岩
 ☎080-4906-2400
 ⌚月1回 午後3時～午後6時
 ※開催日はSNSをご覧ください。



33 なかよし 
 柴又学び交流館、原田小学校多目的室
 にこわ新小岩など(日本語学習支援)
 ☎070-6636-8068
 ⌚毎週(土)、月2(日) 午後2時～午後4時半

どうきょう ごうりゅうかい
37 東京ゲーム交流会 
 新小岩2-17-1 新小岩地区センター活動室
 ☎070-8524-4571
 ⌚第2(日) 午後3時半～午後8時半

34 35 36
 についてはここから！



親と子の自己肯定感支援室
 Olive
 公式ホームページ



こ わかもの し えん 子ども・若者支援のネットワーク

かつしか くない こ わかもの し えん おこな だんたい こ じん かた ごうせい しょうかい
 葛飾区内で子ども・若者支援を行う団体や個人の方で構成されているネットワークを紹介します。

こ そだ
かつしか子育てネットワーク

✉ k.childnet@yahoo.co.jp
 公式ホームページ
<https://k-kosodate.com/>



こ しょうどう い ばしょ
かつしか子ども食堂・居場所づくりネットワーク

公式ホームページ
<https://katsushika-kodomoshokudou.net/>
 (事務局)
 青戸3-33-5-103 NPO法人レインボーリボン
 ☎080-2838-0641(平日午前10時～午後5時)



こ わかもの おうえん
かつしか子ども・若者応援ネットワーク

公式ホームページ
<https://site.google.com/site/katsushikaouennetwork/>



そう だん さき しょうかい 相談先の紹介

がっこう ともだち
学校のこと、おうちのこと、友達のこと。

ひとり なや
一人で悩んでいませんか？

ちい だいじょうぶ
どんな小さいことでも大丈夫。

はな すこ らく
話すだけで少し楽になることもあります。

き も き ひと
気持ちを聴いてくれる人がいます。

いっしょ かんが ひと
一緒に考えてくれる人もいます。

こま まよ
困ったとき、迷ったとき、

あんしん そうだん ばしょ しょうかい
安心して相談できる場所を紹介します！



こま そうだんさき
困ったときの相談先

こどもページで相談できるところを
さがせるよ！

QRコードからアクセスしてみてね！

子どもの権利に関すること

子どもの権利って？

すべての子どもは生まれたときから、権利を持っています。
大切な権利について、みなさんもぜひ知ってください。

安心して生きる権利

愛情を持って育てられ、あらゆる差別を受けず
元気に安心して生活できます。

のびのびと育つ権利

遊んだり、勉強したり、芸術やスポーツを楽し
んだり、休むこともできます。

守られる権利

いじめや暴力などから、守られます。いつでも
相談ができ、助けてもらえます。

参加する権利

自分の考えや思いを自由に言うことができ、
大切に受け止めてもらえます。

子どもの権利が守られていないとき、相談（意見表明）ができます。

子育て政策課 子ども政策係

☎ 0120-061-873（フリーダイヤル）
月～金 午前9時～午後5時
※祝日、年末年始を除く



くわしくはこちらから



虐待の相談

子ども総合センター

📍 葛飾区青戸4-15-14 健康プラザかつしか 2階

☎ 03-3602-1389（児童虐待通報相談電話）

虐待相談

虐待を受けていると思われる18歳未満の児童を発見した場合には、相談・連絡をお願い
いたします。匿名での相談も受け付けています。

児童相談所

📍 葛飾区立石2-30-1

☎ 03-5698-0303（虐待通告は24時間対応）



「自分は虐待を受けている」、「自分は虐待をしているかもしれない」、「友達（近所の
子どもが）虐待されているかもしれない」など虐待に関する相談を受け付けています。

全国共通 児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」

虐待かと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができ
る全国共通の電話番号です。「189」にかけるとお近くの児童相談
所につながります。



ヤングケアラーに関すること

ヤングケアラーってどんな人？

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ヤングケアラー相談・支援先情報

子ども総合センター (P15)

子どもと家庭に関する様々な相談

☎ (月～土)午前8時30分～午後5時

☎ 03-3602-1386 (祝日・年末年始を除く)

若者相談窓口 (P18)

若者の悩みや様々な相談

☎ (月～金)午前10時～午後5時

☎ 080-3730-5687(祝日・年末年始を除く)

くらしのまるごと相談窓口 (P18)

生活全般に関するお困りごと

☎ (月～金)午前8時30分～午後5時

☎ 03-5654-8560 (祝日・年末年始を除く)

学校に関する相談

総合教育センター

📍 葛飾区鎌倉2-12-1

☎ 03-5668-7603

🕒 月～金 午前9時～午後5時

※祝日、年末年始を除く

学校生活での悩みごとや子どもの性格や行動・発達などの心配ごとについて、心理専門員や教職経験者などが相談に応じます。また、登校しぶりや不登校などでふれあいスクール明石に入室を希望される方の相談も行っています。

教育指導課

かつしかいじめほっとライン

学校や友だちのことで悩んでいませんか？

ささいなことでもかまいません。一人で悩まないで
お電話ください。



☎ 03-5654-6837

🕒 月～金 午前9時～午後5時

※祝日、年末年始を除く



奨学金や融資のこと

奨学資金貸付事業

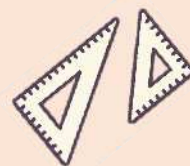
高等学校、高等専門学校等に入学を希望している又は在学する生徒のうち、進学の意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な方のために、学資金の貸付を行います。
※高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校及び専修学校高等課程が対象



教育総務課 教育総務係

📍 葛飾区役所 4階427番窓口

☎ 03-5654-8447



受験生チャレンジ支援貸付

受験生(中3・高3)を対象に、塾代・受験料を一定所得以下の世帯に無利子で貸付を行います。※貸付条件あり。入学した場合、申請により返済が免除されます。

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会
受験生チャレンジ支援貸付担当

📍 堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内

☎ 03-5671-5175

葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費等助成金

様々な事情から高校を卒業していない方が、より良い条件で就業につなげるため、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座受講費用等の一部を助成します。
対象は区内在住で、39歳以下の方（大学入学資格をすでに取得している方を除く）。

子育て政策課 子ども・若者事業係

📍 葛飾区役所 7階707番窓口

☎ 03-5654-8578

若者に関する相談

わかもの そうだん まどぐち
若者相談窓口

☎ 080-3730-5687(予約専用)平日午前10時～午後5時
✉ wakamono@shineikai.or.jp
※最新の相談窓口の日程は、QRコードから確認できます。



葛飾区在住のおおむね15歳以上39歳以下で、ひきこもり状態にある方や、人間関係・仕事・将来の不安など悩みを抱える若者やその家族、支援者を対象に、電話やメールで予約を受け付け、面接・電話・オンラインでの相談を行っています。



くわしくはこちらから

就労に関する相談

しごと発見プラザかつしか
葛飾区が「雇用支援事業」の一環として行う無料職業紹介所です。区内事業者を対象に人材確保の支援を行い、求職者を対象に就職活動の支援を実施します。

📍 青戸7-2-1 テクノプラザかつしか1階
🕒 (月～金)午前10時～午後7時(予約制)
(第1・第3土曜日)午前10時～午後5時
内職相談(火・木)午前10時～午後4時(予約制)
☎ 03-5680-8765 FAX 03-5680-8766

障害者就労支援センター

区内在住で18歳以上の障害のある方を対象に就職と就労定着の支援を行っています。

利用は登録が必要です。相談は予約制で利用は無料です。

📍 立石5-27-1 ウィメンズパル2階
🕒 (月・火・木・金)午前9時～午後5時
(水)午前9時～午後7時
📅 土・日・祝日・年末年始
☎ 03-3695-2224 FAX 03-3696-1872

生活に困ったときの相談

くらしのまると相談課

くらしのまると相談窓口

生活全般のお困りごとについて、福祉の専門家がご相談をお受けします。

自立相談支援窓口

主に、家計や就労のことなど金銭面に関する相談をお受けします。

【自立相談支援事業】

生活に関する相談に対応し、課題解決に向けた情報提供や関係窓口を紹介します。また、専門の相談員が、課題に応じた支援計画を作成し、自立に向けた支援を行います。

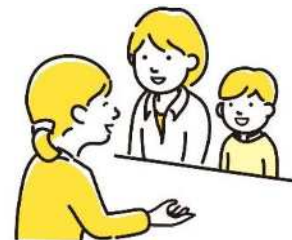
【就労準備支援事業】

早期の就労に不安のある方に対し、就職活動のための基礎的な知識から就労に必要な能力の習得までを最長で1年支援します。

【家計改善支援事業】

家計に関して問題を抱える方に、相談員が家計収支改善に関する助言・指導などを行い、生活の再建を支援します。

📍 葛飾区立石5-13-1
(葛飾区役所3階312番窓口)
☎ くらしのまると相談窓口
03-5654-8560
☎ 自立相談支援窓口
03-5654-8625



令和7年7月発行

発行：葛飾区

編集：葛飾区子育て支援部子育て政策課

子ども・若者事業係

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

☎ 03-5654-8578 FAX 03-5698-1533

 葛飾区



こども・若者に身近な依存 ～ネット依存の理解と対応～



こどもや若者を取り巻く身近な依存についての
現状と関わり方についてお話しします。



開催日

令和7年8月31日(日) 14:00～16:00
受付 13:30

会場

ウィメンズパル 多目的ホール
(葛飾区立石5-27-1 1階)

講師

医師 西村 光太郎氏

2012年
2014年～2016年
2017年～現在

東京大学医学部医学科卒業後、公立学校共済組合四国中央病院にて初期研修
医療法人翠会成増厚生病院での精神科専攻研修
独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターに勤務
(アルコール依存症、ギャンブル、インターネット・ゲーム行動症を担当)

2020年～現在
2025年4月～現在

神奈川県立保健福祉大学の非常勤講師を兼任
都内にてこころのクリニックひだまりを開業



定員

先着100名(参加費無料)

区内在住、在勤、在学の方、その家族や支援者

申込み

8月7日(木) 12:00から受付開始

Web 申し込み



はなしょうぶコール



03-6758-2222

(年中無休 8:00～20:00)

予約制

申し込み期間 8月7日(木)～8月27日(水)

講演会についてのお問い合わせ

葛飾区保健所 新小岩保健センター 03(3696)3781
平日 8:30～17:00

ギャンブル依存症について

～ギャンブル依存症の理解と対応～

ギャンブル依存症についての理解を深め、
適切な関わり方についてお話します。



開催日

令和7年9月28日(日) 9:30～11:30

受付 9:15

会場

青戸地区センター ホール

(葛飾区青戸5-20-6 4階)

講師

医師 西村 光太郎氏

2012年
2014年～2016年
2017年～現在

東京大学医学部医学科卒業後、公立学校共済組合四国中央病院にて初期研修
医療法人翠会成増厚生病院での精神科専攻研修
独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターに勤務
(アルコール依存症、ギャンブル、インターネット・ゲーム行動症を担当)

2020年～現在
2025年4月～現在

神奈川県立保健福祉大学の非常勤講師を兼任
都内にてこころのクリニックひだまりを開業



定員

先着100名(参加費無料)

区内在住、在勤、在学の方、その家族や支援者

申込み

9月9日(火) 9:00から受付開始

Web 申し込み



はなしょうぶコール



03-6758-2222

(年中無休 8:00～20:00)

予約制

申し込み期間 9月9日(火)～9月24日(水)

講演会についてのお問い合わせ

葛飾区保健所 新小岩保健センター

03(3696)3781

平日 8:30～17:00

どなたでも
参加可能 **先着30名**

ひきこもり当事者の**自律**と親による**備え** ～親亡き後を見据えて～

日時

2025年 **9月6日** **土**
14:00～16:00

内容

ひきこもり当事者が安心して暮らせる**未来**のために、
自律に向けての支援や親亡き後を見据えて、**今**できる
準備について学びます。
不登校ひきこもり経験者の体験発表もあります。

講師

上田 理香

一般社団法人SHIPひきこもりと共生社会を考えるネットワーク代表理事
講師プロフィール

20代の頃、断続的な親子二重の社会的ひきこもりを経験。2012年より、10年以上に渡ってKHJ全国ひきこもり家族会連合会にて、全国の家族会、ピアサポーター養成研修等を企画運営。現在も、NPO法人楽の会リーラをはじめ、家族会を中心に、本人家族への相談、親の学習会を行う。また講演活動を通して、家族が孤立しないための家族支援の必要性、ひきこもる本人の心情、生きづらさへの理解促進に寄与している。2019年より東京都ひきこもりに係る支援協議会委員。公認心理師。共著に「ひきこもり大学」（潮出版社）。今年4月に、ひきこもり、生きづらさ、社会課題を考える季刊「SHIP!」を創刊。



講師からのメッセージ

ひきこもる我が子の将来への不安は、家族の誰もが持つ心情ですが、親子で話題にするのが最も難しいテーマでもあります。本人の立場からすると、親の心配を感じても、一歩を踏み出すことの不安が強く、先のことは考えられないと、親を避ける場合も多くあります。では、これから先、親に何かあったときに備え、家族はどう関わっていけばいいのでしょうか。家族が今からできることを、当事者本人の視点から考え学んでみたいと思います。

場所

立石地区センター

住所：立石3丁目12-1

申込方法

8月7日(木)～9月4日(木)正午までに①～⑤を記載の上、メールでお申し込みください。

①件名「講演会参加希望」②氏名 ③住所 ④電話番号 ⑤メールアドレス

▶申込先：wakamono@shineikai.or.jp

参加費

無料

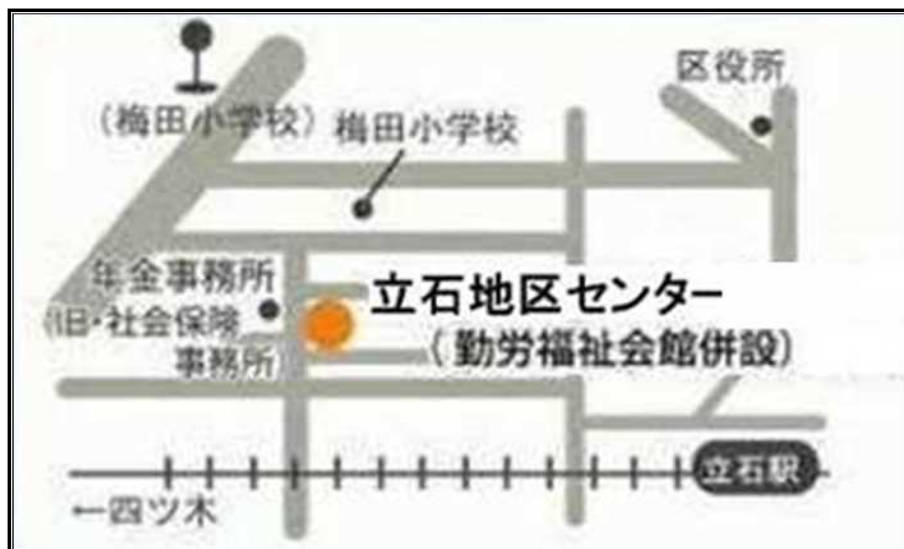
▶申込先のメールアドレスはこちら



地図

立石地区センター

住所：立石3丁目12-1



動画配信

講演会の動画を**10月15日（水）～11月14日（金）**の期間
YouTubeで配信します。



◀講演会HPYouTubeURL
はこちらから

～相談してみませんか～ 葛飾区若者相談窓口

- 対象者** 義務教育終了後、概ね15歳から39歳以下の葛飾区民の方とその家族の方、支援者の方
- 相談** 面談・お電話・オンラインにて（相談無料・秘密厳守）
※予約制
- 相談員** 社会福祉法人新栄会在籍の社会福祉士・公認心理師が担当します。
- 予約申込** TEL 080-3730-5687
メール wakamono@shineikai.or.jp
(平日 月～金 10:00～17:00)

令和7年 7月作成

問い合わせ先

葛飾区若者相談窓口（社会福祉法人新栄会）

☎080-3730-5687 平日10時～17時 （祝日・年末年始を除く）

葛飾区若者相談窓口と講演会は、葛飾区から委託を受けて、社会福祉法人新栄会が運営しております。